

第4期 定時株主総会 招集ご通知



Provided by TAKARA Printing

スマートフォン等の
端末でも招集ご通知が
ご覧いただけます！

「QRコード」または
<https://s.srdb.jp/5831/>
よりアクセスできます。



日時

2026年6月19日（金曜日）
午前10時（受付開始 午前9時）

場所

静岡市清水区草薙北2番1号
静岡銀行研修センター 2階大会議室

■ 当日ご出席されない場合

郵送またはインターネットにより議決権を行使
くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使期限

2026年6月18日（木曜日）午後5時まで



しずおかフィナンシャルグループ

証券コード：5831



ごあいさつ

株主の皆さまには、平素より格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、2025年度は、日経平均株価の史上初の5万円台到達や賃上げなどが追い風となり、日本経済は緩やかに回復しました。一方で、物価上昇による家計への不安、地政学リスクの高まりなどが重しとなり、先行きに不透明感も残る一年となりました。

このほかにも、人口減少の進行や日本銀行の利上げによる「金利のある世界」への移行、AIの急速な進展など、私たちが取り巻く環境は目まぐるしく変化を続けており、地域社会や地域金融機関のあり方にも大きな影響をおよぼしています。

こうしたなか、しずおかフィナンシャルグループでは、経営戦略の抜本的な見直しが必要と判断し、2026年度をスタートとする3カ年の第2次中期経営計画「Xover 2.0～ともに、未来へ」を策定しました。第1次中期経営計画では織り込んでいなかった変化にも柔軟かつ適切に対応し、地域に根差す総合金融グループとして、成長の源泉たる地域の豊かさを広げるとともに、すべてのステークホルダーとの関係をより深化させながら、地域としずおかフィナンシャルグループの課題に対処してまいります。

足元では、国際情勢の不安定化など先行きの不確実性が高まっておりますが、いかなる時も地域とともに歩む姿勢を崩すことなく、確かな成長に向けた果敢な挑戦を続けてまいります。

株主の皆さまにおかれましては、一層のご支援を賜りますよう、お願い申し上げます。

2026年5月

取締役社長

柴田 久

基本理念

「地域とともに夢と豊かさを広げます。」

- 私たちは、地域の総合金融グループとして、質の高いサービスを提供し、人々の暮らしと事業の夢の実現に貢献します。
- 私たちは、地域とともに歩む良き企業として、地域の経済と文化の発展に努めます。
- 私たちは、健全性を基本として、時代を先取りする積極的な経営を心がけ、地域社会、お客さま、株主、従業員の幸福を追求します。

証券コード 5831

2026年6月1日

(電子提供措置の開始日2026年5月27日)

株 主 各 位

静岡市葵区呉服町1丁目10番地
株式会社しずおかフィナンシャルグループ
取締役社長 柴田久

株主総会招集ご通知

第4期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第4期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

<https://www.shizuoka-fg.co.jp/ir/shareholders-meeting.html>



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しておりますので、当社ウェブサイトが閲覧できない場合は、以下の東証ウェブサイトアクセスし、「銘柄名(会社名)」に「しずおかフィナンシャルグループ」または「コード」に当社証券コード「5831」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認くださいませようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



敬 具

株主総会参考書類

事業報告

記

1 日 時 2026年6月19日(金曜日) 午前10時(受付開始 午前9時)

2 場 所 静岡市清水区草薙北2番1号 静岡銀行研修センター 2階大会議室

3 目的事項

報告事項

- (1) 第4期(2025年4月1日から2026年3月31日まで)
事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査等委員会の
連結計算書類監査結果報告の件
- (2) 第4期(2025年4月1日から2026年3月31日まで)
計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)6名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件
- 第4号議案 取締役(社外取締役および監査等委員である取締役を除く。)に対する業績
連動型報酬の改定の件
- 第5号議案 取締役(社外取締役および監査等委員である取締役を除く。)に対する株価
連動型ポイント制役員報酬および譲渡制限付株式報酬の改定の件
- 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の増額の件
- 第7号議案 一般財団法人静岡ミライ共創財団の活動支援を目的とした第三者割当に
よる自己株式の処分の件

4 議決権の行使等についてのご案内

- (1) 書面交付請求された株主さまへご送付している書類は、法令および当社定款の規定に基づき、本招集ご通知には記載していません。なお、監査等委員会および会計監査人は次の事項を含む監査対象書類を監査しております。
 - ①事業報告の「当社の現況に関する事項」の一部、「会社役員(取締役)に関する事項」の一部、「当社の株式に関する事項」、「当社の新株予約権等に関する事項」、「会計監査人に関する事項」、「財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」、「業務の適正を確保する体制」、「特定完全子会社に関する事項」、「親会社等との間の取引に関する事項」、「会計参与に関する事項」、「その他」
 - ②連結計算書類 ③計算書類 ④監査報告書
- (2) 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。
- (3) 当日ご出席されない場合は、インターネットまたは書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2026年6月18日(木曜日)午後5時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

以 上

事前質問の受付について

議決権をお持ちの株主さまご本人に限り、本株主総会招集ご通知の記載事項に関するご質問を専用ウェブサイトにてお受けいたします。

お寄せいただきました質問のうち、株主の皆さまのご関心の高い質問につきましては、株主総会当日にご回答させていただく予定です。

受付期間 2026年6月1日（月）～2026年6月10日（水）17：00まで

受付方法 下記ウェブサイトログインのうえ、ご質問をご入力ください。
<https://q.srdb.jp/5831/>



<事前質問に関する留意事項>

- ・ご入力に際し、氏名、株主番号など必要事項に不備があった場合は、受付いたしかねますのでご注意ください。
- ・ご質問内容はできるだけ具体的・簡潔にお願いします。
- ・ご質問はお1人さま、1問とさせていただきます。(200文字まで)
- ・承りましたご質問の全てにつきまして、ご回答をお約束するものではありません。
- ・株主さまへの個別のご説明、ご連絡はおこないませんので予めご了承ください。

株主総会当日の映像について

株主さまへの情報提供として、総会当日の報告事項のご報告につきまして、総会終了後の6月22日（月）に本招集ご通知1ページに記載の当社ウェブサイトにて動画の掲載を予定しております。

株主総会資料の電子提供制度への対応について

会社法改正により、株主総会資料の電子提供制度が導入されております。

本招集ご通知は従来同様、書面交付請求の有無にかかわらず一律に書面でお届けさせていただきます。

「その他の電子提供措置事項（交付書面省略事項）」は書面でのご提供はございませんので、本招集ご通知とあわせて本招集ご通知1ページに記載の当社ウェブサイトおよび東証ウェブサイトによりご確認くださいませようお願いします。

電子提供制度に関するお問合せ

三井住友信託銀行 証券代行部

フリーダイヤル ☎ 0120-782-031

受付時間 9:00～17:00（土・日・祝日・年末年始を除く）



株主総会資料の電子提供制度
 について詳しくはこちら



<https://www.smtb.jp/personal/procedure/agency/kaisyahou>

▶ 議決権行使についてのご案内

議決権行使方法につきましては、以下のとおりでございます。

インターネットによる議決権行使



当社の指定する議決権行使ウェブサイト (<https://www.web54.net>) にアクセスし、画面の案内にしたがって議決権をご行使ください。

行使期限

2026年6月18日 (木) 午後5時

※当日ご出席の場合は、事前の行使内容を撤回されたものとして扱いますので、予めご注意ください。

詳細は次ページをご覧ください

書面による議決権行使



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否を表示していただいたうえ、行使期限までに当方に到着するようご返送ください。

行使期限

2026年6月18日 (木) 到着

※書面による議決権行使における各議案につき賛否の表示をされない場合は、賛成の表示があったものとして取扱わせていただきます。

株主総会にご出席の場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

株主総会開催日時

2026年6月19日 (金) 午前10時

※代理人により議決権を行使する場合、議決権を有する他の株主さま1名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理人ご本人の議決権行使書および代理権を証明する書面をご提出いただく必要がございます。

- 当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、この「招集ご通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- 議決権の不統一行使を行う場合は、株主総会開催の日の3日前までに、書面をもってその旨と理由をご連絡いただけますようお願い申し上げます。
- 議決権行使書用紙により議決権を行使され、インターネット等でも議決権を行使された場合は、到着日時を問わずインターネット等による議決権行使を有効なものとしてさせていただきます。
- インターネット等で議決権行使を複数回なされた場合は、最後の議決権行使を有効なものとしてさせていただきます。

機関投資家の皆さまへ

株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただけます。

インターネットによる議決権行使のご案内

スマートフォンの場合

※QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

同封の議決権行使書用紙の右下に記載の専用QRコードから「議決権行使コード」「パスワード」を入力することなく、議決権行使ウェブサイトへログインできます。



ご注意事項

議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金および通信事業者への通信料金等は株主さまのご負担となります。

インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ先
インターネットによる議決権行使でご不明な点につきましては下記にお問い合わせください。お問い合わせ先は下記のとおりです。

株主名簿管理人 三井住友信託銀行株式会社
ウェブサポート専用ダイヤル
☎ 0120-652-031
受付時間 午前9時～午後9時（土曜、日曜、祝日も受付）

ご確認ください！

一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、下記議決権行使ウェブサイトにて「議決権行使コード」「パスワード」をご入力しお手続きいただく必要があります。

パソコンの場合（議決権再行使の場合）

STEP1

議決権行使ウェブサイト
にアクセス

<https://www.web54.net>



STEP2

インターネットによる議決権
行使についてをお読みいた
だき、「次へすすむ」をクリック

STEP3

議決権行使書用紙に記載された「議
決権行使コード」を入力し、「ログ
イン」をクリック。「パスワード」
を入力し、「次へ」をクリック

◆ ログイン ◆

● 議決権行使コードを入力し、【ログイン】ボタンをクリックしてください。
● 議決権行使コードは議決権行使書用紙に記載しております。
(電子メールにより招集ご通知を受領されている株主様の場合は、
招集ご通知電子メール本文に記載しております)

議決権行使コード:

新東京郵便局私書箱第94号
三井住友信託銀行株式会社
証券代行部 気付

株式会社しずおかフィナンシャルグループ 行

119-5010

019

お 願 い
議決権行使書をご郵送の際は、この部分をお切り願ひいただき、2026年6月18日までに到着するようご返願ください。

○この封筒に封をはずす必要はありません。2026年6月18日以前にご使用にならないようご注意ください。

※下欄は機械で読み取りますので汚さないでください

議決権行使ウェブサイト
https://www.web54.net

議決権行使コード
パスワード

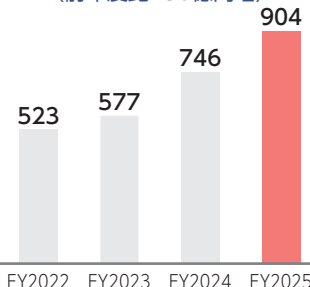
業績ハイライト

2026年3月期 連結業績

連結当期純利益

904億円

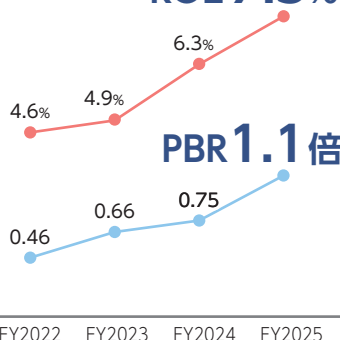
(前年度比158億円増)



ROE・PBR

ROE 7.5%

PBR 1.1倍



貸出金・預金残高

静岡銀行 貸出金 期末残高

11兆2,559億円

静岡銀行 預金 期末残高

12兆6,123億円

静岡県シェアNo.1

株主還元

年間配当額 80円

配当性向 47.7%

39円
37.4%

60円
43.9%

429億円

300億円

215

70

FY2023

FY2024

FY2025 ※

※ 配当は本定時株主総会第1号議案のご承認を前提としております。

BPS 2,321円

● EPS (一株あたり純利益)
● BPS (一株あたり純資産)

632円

20円

FY1998

FY2007

FY2016

FY2025

EPS 167円

外部からの評価

CDP気候変動調査
最高評価「Aリスト」



2年連続

ESGファイナンス・
アワード最高位「金賞」



4年連続

「健康経営銘柄」に選定 「ホワイト500」に認定



3年連続



3年連続

「プラチナくるみん」
に認定



※静岡銀行等で認定

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

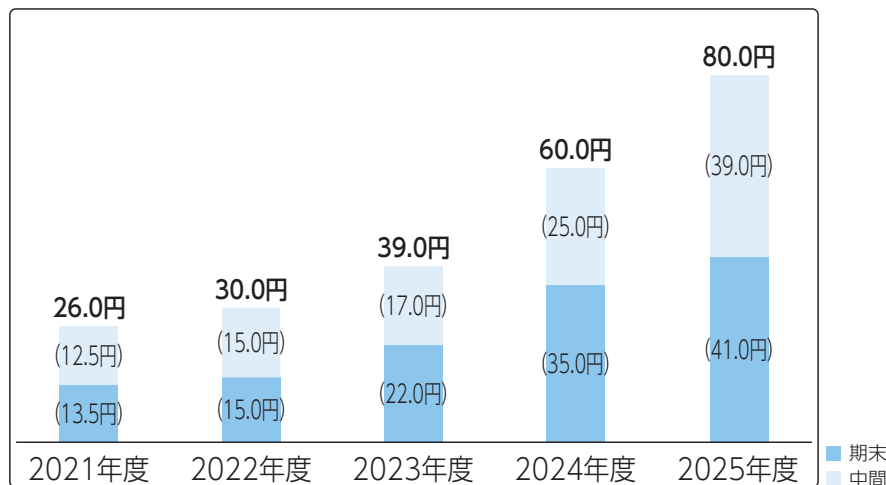
剰余金の処分につきましては、経営体質強化のため内部留保に意を用いるとともに、株主の皆さまへ安定的な配当を継続して行うことを基本方針としております。

事業年度末の剰余金の配当に関する事項

当事業年度末の剰余金の配当につきましては、業績など諸環境を考慮のうえ、以下のとおりといたしたいと存じます。

1	配当財産の種類	金 銭
2	配当財産の割当てに関する事項 およびその総額	<p>当社普通株式1株につき 金 41円</p> <p>総 額 21,766,746,414円</p> <p>なお、中間配当金として1株につき39円をお支払いしておりますので、当事業年度の年間配当金は1株につき80円となります。</p>
3	剰余金の配当が効力を生じる日	2026年6月22日

<配当額の推移>



2022年度中間配当金までは、株式会社静岡銀行としての配当額であります。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）6名は、本定時株主総会終結の時をもって任期が満了いたしますので、取締役6名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査等委員会において検討がなされ、特段指摘すべき事項はない旨の意見表明を受けております。

その候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名				現在の当社における地位	
1	再任	しば 柴	た 田	ひさし 久	取締役社長（代表取締役） 最高経営責任者（CEO）	
2	再任	や 八	ぎ 木	みのる 稔	取締役執行役員	
3	再任	ふく 福	しま 島	ゆたか 豊	取締役執行役員	
4	新任	うめ 梅	はら 原	ひろ 弘	みつ 充	執行役員 最高財務責任者（CFO）
5	再任	ふじ 藤	さわ 沢	く 久	み 美	社外取締役候補者
6	再任	いな 稻	の 野	かず 和	とし 利	社外取締役候補者



1

しば た ひさし
柴 田 久

再任

■ 略歴、地位および担当

1986年4月	株式会社静岡銀行入行	2013年4月	同 常務執行役員 首都圏営業本部 担当営業副本部長、首都圏カンパニ ー長兼東京支店長
2003年1月	同 本店営業部課長	2013年10月	同 常務執行役員 首都圏営業本部 担当営業副本部長、首都圏カンパニ ー長兼東京営業部長
2004年6月	社団法人全国地方銀行協会（現 一 般社団法人全国地方銀行協会）出向 ビジネスプロフェッショナル兼株式 会社静岡銀行経営企画部東京事務所 ビジネスプロフェッショナル	2014年6月	同 取締役常務執行役員 審査担当 営業副本部長
2005年6月	株式会社静岡銀行経営企画部企画グ ループ長	2016年6月	同 取締役常務執行役員 経営企 画・経営管理担当経営統括副本部長
2009年6月	同 理事経営企画部長	2017年6月	同 取締役頭取
2011年4月	同 理事呉服町支店長	2022年10月	当社取締役社長（現任） 株式会社静岡銀行取締役 （2025年6月退任）
2011年6月	同 執行役員呉服町支店長		
2012年6月	同 常務執行役員 証券国際担当営 業副本部長、首都圏カンパニー長兼 東京支店長		

- 生年月日
1963年11月18日
- 所有する当社の株式の数
156,700株
- 重要な兼職の状況
—

取締役候補者
とした理由

柴田久氏は、当社グループの株式会社静岡銀行において、経営企画部長、呉服町支店長、首都圏カンパニー長兼東京営業部長等を歴任し、2017年6月から2022年10月まで頭取を務めております。また、当社においては、2022年10月から取締役社長を務めるなど、グループの経営管理や事業運営を担っております。これまでの豊富な業務経験と幅広い知見を活かし、当社の取締役会における意思決定機能および監督機能の実効性強化などに適切な役割を果たしていることから、引き続き取締役候補者としたものであります。



- **生年月日**
1963年5月7日
- **所有する当社の株数**
85,300株
- **重要な兼職の状況**
株式会社静岡銀行
取締役頭取（代表取締役）

2

やぎ
八木みのる
稔

再任

■ 略歴、地位および担当

1987年4月	株式会社静岡銀行入行	2016年6月	同 取締役常務執行役員 審査担当 営業副本部長
2003年6月	静銀経営コンサルティング株式会社 出向ビジネスプロフェッショナル	2017年6月	同 取締役専務執行役員 経営統括 副本部長
2004年6月	株式会社静岡銀行経営管理部人事開 発グループ長	2021年6月	同 取締役副頭取 経営統括副本長 当社取締役執行役員
2008年6月	同 新通支店長	2022年10月	株式会社静岡銀行取締役頭取 経営 統括副本長
2010年1月	同 焼津支店長	2025年6月	当社取締役執行役員 経営管理部 担当（現任）
2011年4月	同 理事経営企画部長		株式会社静岡銀行取締役頭取 経営 統括副本長 経営管理部 担当（現 任）
2012年6月	同 執行役員経営企画部長		
2014年6月	同 取締役常務執行役員 経営企 画・経営管理担当経営統括副本部長		

取締役候補者 とした理由

八木稔氏は、当社グループの株式会社静岡銀行において、焼津支店長、経営企画部長等を歴任し、2021年6月から副頭取、2022年10月から頭取を務めております。また、当社においては、2022年10月から取締役執行役員を務めるなど、グループの経営管理や事業運営を担っております。これまでの豊富な業務経験と幅広い知見を活かし、当社の取締役会における意思決定機能および監督機能の実効性強化などに適切な役割を果たしていることから、引き続き取締役候補者としたものであります。



3

 ふくしま ゆたか
福 島 豊

再任

■ 略歴、地位および担当

1989年4月	株式会社静岡銀行入行	2021年6月	同 取締役常務執行役員 営業本部長兼支店サポート部長
2005年4月	同 富士川支店長	2022年6月	同 取締役専務執行役員 営業本部長
2006年6月	同 経営企画部企画グループビジネスプロフェッショナル	2022年10月	当社取締役執行役員 グループ会社事業担当（現任）
2009年1月	同 富士宮支店長	2025年6月	株式会社静岡銀行取締役専務執行役員 営業本部長 地区カンパニー、営業戦略部、コーポレートサポート部、ライフプランサポート部、資産形成サポート部、国際営業部、デジタルチャンネル営業部 担当（現任）
2011年6月	同 審査部担当部長（審査第二グループ長兼務）		
2013年6月	同 理事富士中央支店長		
2015年1月	同 理事呉服町支店長		
2015年6月	同 執行役員呉服町支店長		
2016年6月	同 執行役員本店営業部長		
2017年6月	同 常務執行役員 東部カンパニー長		

- **生年月日**
1966年9月19日
- **所有する当社の株式の数**
51,200株
- **重要な兼職の状況**
株式会社静岡銀行
取締役専務執行役員
（代表取締役）*
※2026年6月19日取締役副頭取（代表取締役）就任予定

**取締役候補者
とした理由**

福島豊氏は、当社グループの株式会社静岡銀行において、本店営業部長、東部カンパニー長等を歴任し、2021年6月から取締役に務めております。また、当社においては、2022年10月から取締役執行役員を務めるなど、グループの経営管理や事業運営を担っております。これまでの豊富な業務経験と幅広い知見を活かし、当社の取締役会における意思決定機能および監督機能の実効性強化などに適切な役割を果たしていることから、引き続き取締役候補者としたものであります。



4

うめ はら ひろ みつ
梅 原 弘 充

新任

■ 略歴、地位および担当

1990年4月	株式会社静岡銀行入行	2022年10月	同 常務執行役員 経営企画担当経営統括副本部長
2006年3月	同 浜松営業部課長		当社執行役員 最高財務責任者 (CFO) (現任)
2007年6月	同 用宗支店長	2023年6月	株式会社静岡銀行取締役常務執行役員 経営企画担当経営統括副本部長
2008年6月	同 経営管理部人事開発グループ長	2025年6月	同 取締役常務執行役員 経営企画担当経営統括副本部長 経営企画部、秘書室 担当 (現任)
2009年6月	同 経営企画部企画グループ長		
2013年4月	同 東京支店東京営業第三部長		
2016年6月	同 理事経営企画部長		
2019年4月	同 執行役員東京営業部長兼資金証券部長		
2020年6月	同 常務執行役員 中部カンパニー長		

- 生年月日
1967年4月9日
- 所有する当社の株式の数
38,500株
- 重要な兼職の状況
株式会社静岡銀行
取締役常務執行役員*
※2026年6月19日取締役専務執行役員就任予定

取締役候補者とした理由

梅原弘充氏は、当社グループの株式会社静岡銀行において、東京営業部長、中部カンパニー長等を歴任し、2023年6月から取締役に務めております。また、当社においては、2022年10月から執行役員を務めるなど、グループの経営管理や事業運営を担っております。これまでの豊富な業務経験と幅広い知見を活かし、当社の取締役会における意思決定機能および監督機能の実効性強化などに適切な役割を果たすことができると判断し、新任の取締役候補者としたものであります。



5

 ふじ さわ く み
 藤 沢 久 美

再任

社外取締役候補者

■ 略歴、地位および担当

1995年4月	株式会社アイフィス設立 同社代表取締役 (1999年7月退任)	2019年4月	一般社団法人Japan Action Tank 理事 (現任)
2004年6月	一般社団法人投資信託協会理事 (2023年6月退任)	2020年3月	学校法人神石高原学園理事 (現任)
2004年11月	株式会社ソフィアバンク取締役 (2022年3月退任)	2021年1月	セルソース株式会社取締役 (2026年1月退任)
2011年6月	日本証券業協会公益理事 (現任)	2021年4月	一般社団法人ジャパン・フィランソロピック・パートナー理事 (2024年11月退任)
2013年6月	株式会社静岡銀行取締役 (2022年10月退任)	2021年10月	株式会社Ridilover監査役 (2025年9月退任)
2013年8月	株式会社ソフィアバンク代表取締役 (2022年3月退任)	2022年4月	株式会社国際社会経済研究所理事長 (現任)
2014年6月	豊田通商株式会社取締役 (2023年6月退任)	2022年5月	一般社団法人エジミウソンファンズ・アジア理事 (現任)
2016年5月	株式会社クリーク・アンド・リバー社取締役 (2022年5月退任)	2022年10月	当社取締役 (現任)
2018年3月	公益社団法人日本プロサッカーリーグ理事 (2022年3月退任)	2023年4月	公立大学法人大阪理事 (現任)
2018年10月	株式会社ネットプロテクションズホールディングス取締役 (2025年6月退任)	2024年7月	日本スポーツ産業学会理事長 (現任)
		2024年9月	株式会社メルカリ取締役 (現任)
		2025年6月	トヨタ自動車株式会社取締役 (現任)

- 生年月日
1967年3月15日
- 所有する当社の株式の数
2,300株
- 重要な兼職の状況
株式会社国際社会経済研究所理事長

社外取締役候補者
とした理由および
期待される役割

藤沢久美氏は、日本初の投資信託評価会社を起業し、代表取締役を務めたほか、株式会社ソフィアバンクの設立に参画してその代表取締役を務め、金融庁金融審議会委員をはじめ公職も歴任しております。また、当社グループの株式会社静岡銀行において、2013年6月から2022年10月まで社外取締役を務め、当社においては、2022年10月から社外取締役を務めております。同氏が有する当社グループ事業への深い理解および経歴に裏打ちされた新事業やイノベーション等に関する高度な知見は、経営戦略において既存のグループ事業構成とのシナジーを踏まえた新しい事業領域の開拓を進めるうえで重要であり、取締役会等においても、将来に向けた技術進歩や社会動向への洞察を伴う先見のご発言をいただいております。くわえて、豊富な経験・見識に基づき、経営陣から独立した客観的立場で当社の取締役会における意思決定の透明性・公平性の一層の確保と監督機能の一層の強化などに適切な役割を果たしていることから、引き続き社外取締役候補者としたものであります。当社社外取締役就任期間は、本定時株主総会終結の時をもって3年9か月となります。

独立性に
関する事項

株式会社東京証券取引所（以下「取引所」といいます。）が定める独立役員の独立性の基準および当社が定める独立役員の指定基準に照らし、一般株主と利益相反のおそれがないと判断されることから、独立役員として取引所に届け出ております。



- 生年月日
1953年9月4日
- 所有する当社の株式の数
2,000株
- 重要な兼職の状況
—

6

いな の かず とし
稲 野 和 利

再任

社外取締役
候補者

■ 略歴、地位および担当

1976年4月	野村證券株式会社（現 野村ホールディングス株式会社）入社	2009年6月	一般社団法人投資信託協会会長（2013年6月退任）
2000年6月	同社専務取締役	2009年8月	公益社団法人日本証券アナリスト協会会長（2013年8月退任）
2002年4月	野村アセットマネジメント株式会社取締役社長	2011年6月	野村アセットマネジメント株式会社取締役会議長（2013年6月退任）
2003年4月	野村ホールディングス株式会社取締役副社長兼C o-COO	2013年7月	日本証券業協会会長（2017年6月退任）
2003年6月	野村ホールディングス株式会社取締役執行役副社長兼C o-COO（2008年3月退任）	2017年5月	公益財団法人日本証券奨学財団理事長（2023年6月退任）
	野村アセットマネジメント株式会社取締役執行役社長兼C E O（2005年3月退任）	2018年4月	一般財団法人地域総合整備財団理事長（2022年8月退任）
2005年4月	野村信託銀行株式会社取締役会長（2008年3月退任）	2021年6月	株式会社静岡銀行取締役（2022年10月退任）
2008年4月	野村證券株式会社執行役副会長（2009年3月退任）	2022年10月	当社取締役（現任）
2009年4月	野村アセットマネジメント株式会社取締役会長代表執行役 公益社団法人経済同友会副代表幹事（2013年4月退任）	2023年7月	公益財団法人日本証券奨学財団理事長（2025年7月退任）
		2023年8月	EY新日本有限責任監査法人社外評議員（現任）
		2025年7月	公益財団法人日本証券奨学財団評議員（現任）

社外取締役候補者
とした理由および
期待される役割

稲野和利氏は、野村ホールディングス株式会社取締役執行役副社長など同社グループ各社の要職に加え、一般社団法人投資信託協会会長、公益社団法人日本証券アナリスト協会会長、日本証券業協会会長、公益財団法人日本証券奨学財団理事長、一般財団法人地域総合整備財団理事長など公職も歴任しております。また、当社グループの株式会社静岡銀行において、2021年6月から2022年10月まで社外取締役に務め、当社においては、2022年10月から社外取締役に務めております。同氏が有する上場金融グループ企業の経営者としての経験やそれに伴う金融ビジネス全般への高度な知見は、持株会社体制において、上場企業としてのガバナンスを高度化しながら、総合金融グループとしての業容を拡充していくうえで重要であり、取締役会等においても、当社グループの金融ビジネスに対し、リスクと機会のバランスを的確に捉えたご発言をいただいております。くわえて、豊富な経験・見識に基づき、経営陣から独立した客観的立場で当社の取締役会における意思決定の透明性・公平性の一層の確保と監督機能の一層の強化などに適切な役割を果たしていることから、引き続き社外取締役候補者としたものであります。当社社外取締役就任期間は、本定時株主総会終結の時をもって3年9か月となります。

独立性に
関する事項

取引所が定める独立役員の独立性の基準および当社が定める独立役員の指定基準に照らし、一般株主と利益相反のおそれがないと判断されることから、独立役員として取引所に届け出ております。

- (注) 1. 各取締役候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 藤沢久美氏および稲野和利氏は、社外取締役候補者であります。
3. 社外取締役との責任限定契約について
当社は、社外取締役として有用な人材を迎えることができるよう、定款において社外取締役との間で損害賠償責任を法令が規定する限度額で限定する契約を締結できる旨を定めております。当社は藤沢久美氏および稲野和利氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約（以下「責任限定契約」といいます。）を締結しており、再任された後は、当該契約を継続する予定であります。責任限定契約に基づく損害賠償責任の限度は同法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。
4. 役員等賠償責任保険契約について
当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（以下「D&O保険」といいます。）契約を保険会社との間で締結しております。D&O保険により、被保険者が職務の執行に起因して損害賠償責任を負った場合における損害（D&O保険の契約上定められた免責事由に該当するものを除く。）等を填補することとしております。なお、D&O保険の保険料は当社が全額を負担しております。各候補者が取締役を選任され就任した場合、いずれの取締役もD&O保険の被保険者となる予定であります。D&O保険は1年間の契約期間としており、任期途中に到来する満期前に取締役会において決議のうえ、これを更新する予定であります。
5. 社外取締役候補者の藤沢久美氏につきましては、職業上使用している氏名であり、その氏名が高名であるため、上記のとおり表記しておりますが、戸籍上の氏名は角田久美氏であります。

<ご参考>

当社が定める独立役員の指定基準につきましては、事業報告中の3.（2）「社外役員の主な活動状況」の欄外に記載しております。

第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

監査等委員である取締役4名は、本定時株主総会終結の時をもって任期が満了いたしますので、監査等委員である取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

その候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位
1	<div style="display: inline-block; border: 1px solid black; padding: 2px;">再任</div> きよかわこういち 清川公一	取締役（監査等委員）
2	<div style="display: inline-block; border: 1px solid black; padding: 2px;">再任</div> つぼうちかずと 坪内和人 <div style="display: inline-block; border: 1px solid black; padding: 2px; margin-left: 10px;">社外取締役候補者</div>	社外取締役（監査等委員）
3	<div style="display: inline-block; border: 1px solid black; padding: 2px;">再任</div> うしおな おみ 牛尾奈緒美 <div style="display: inline-block; border: 1px solid black; padding: 2px; margin-left: 10px;">社外取締役候補者</div>	社外取締役（監査等委員）
4	<div style="display: inline-block; border: 1px solid black; padding: 2px;">新任</div> やながわのりゆき 柳川範之 <div style="display: inline-block; border: 1px solid black; padding: 2px; margin-left: 10px;">社外取締役候補者</div>	—



1

 きよ かわ こう いち
 清 川 公 一

再任

- 生年月日
1965年3月18日
- 所有する当社の株式の数
39,200株
- 重要な兼職の状況
—

■ 略歴、地位および担当

1988年4月	株式会社静岡銀行入行	2014年6月	同 執行役員経営企画部長
2004年6月	同 経営企画部企画グループビジネス スプロフェッショナル	2016年6月	同 執行役員リスク統括部長
2006年6月	同 ニューヨーク支店長	2017年6月	同 執行役員清水支店長
2009年6月	同 沼津支店副支店長	2019年6月	同 執行役員本店営業部長
2009年10月	同 沼津支店副支店長（本町支店長 兼務）	2020年6月	同 取締役常務執行役員 監査部長
2010年4月	同 藤枝支店長	2022年6月	同 取締役常務執行役員（2022年 10月退任）
2012年4月	同 経営管理部担当部長	2022年10月	当社取締役（監査等委員）（現任）
2012年6月	同 理事経営管理部長	2023年6月	株式会社静岡銀行監査役（現任）

 取締役候補者
 とした理由

清川公一氏は、当社グループの株式会社静岡銀行において清水支店長、本店営業部長等を歴任し、2020年6月から取締役を務め、2022年10月からは、当社の監査等委員である取締役を務めております。これらの豊富な経験・見識に基づき、経営陣から独立した客観的な立場で当社の取締役会における意思決定の透明性・公平性の一層の確保と監督機能の一層の強化などに適切な役割を果たしていることから、引き続き監査等委員である取締役候補者としたものであります。



- 生年月日
1952年5月2日
- 所有する当社の株式の数
0株
- 重要な兼職の状況
—

2

つぼ うち かず と
坪 内 和 人

再任

社外取締役
候補者

■ 略歴、地位および担当

1976年4月	日本電信電話公社（現NTT）入社	2015年7月	一般財団法人マルチメディア振興センター理事長
2000年12月	西日本電信電話株式会社金沢支店長		（2018年6月退任）
2006年6月	株式会社NTTドコモ取締役執行役員財務部長	2018年6月	一般社団法人情報通信設備協会会長
			（2020年6月退任）
2012年6月	同社代表取締役副社長（CFO）	2020年6月	株式会社静岡銀行取締役（2022年10月退任）
	（2014年6月退任）	2022年10月	当社取締役（監査等委員）（現任）

社外取締役候補者
とした理由および
期待される役割

坪内和人氏は、株式会社NTTドコモ代表取締役副社長（CFO）を務めたほか、一般財団法人マルチメディア振興センター理事長および一般社団法人情報通信設備協会会長など公職も歴任しております。また、当社グループの株式会社静岡銀行において、2020年6月から2022年10月まで社外取締役を務め、当社においては、2022年10月から社外取締役を務めています。同氏が有する上場大手通信企業グループの経営者（最高財務責任者）としての経験やそれに伴う財務やIT分野を中心とした高度な知見は、経営戦略における成長投資等への実効的な監督を行ううえで重要であり、取締役会等においても、事業採算や企業価値向上の蓋然性等に関する洞察を伴うご発言をいただいております。くわえて、豊富な経験・見識に基づき、経営陣から独立した客観的な立場で当社の取締役会における意思決定の透明性・公平性の一層の確保と監督機能の一層の強化などに適切な役割を果たしていることから、引き続き監査等委員である社外取締役候補者としたものであります。当社社外取締役就任期間は、本定時株主総会終結の時をもって3年9か月となります。

独立性に
関する事項

取引所が定める独立役員の独立性の基準および当社が定める独立役員の指定基準に照らし、一般株主と利益相反のおそれがないと判断されることから、独立役員として取引所に届け出ております。



3

うし お な お み
牛 尾 奈 緒 美

再 任

社外取締役
候補者

■ 略歴、地位および担当

1983年4月	株式会社フジテレビジョン入社 (1989年2月退社)	2016年4月	学校法人明治大学副学長(2020年3月退任)
1998年4月	学校法人明治大学専任講師	2018年3月	株式会社ポーラ・オルビスホールディングス取締役(現任)
2003年4月	同 大学助教授	2019年2月	文部科学省第10期中央教育審議会委員(2021年2月退任)
2007年4月	同 大学准教授	2019年6月	株式会社静岡銀行監査役(2022年10月退任)
2009年4月	同 大学情報コミュニケーション学部教授(現任)	2020年6月	はごろもフーズ株式会社監査役(2024年6月退任)
2009年8月	内閣府男女共同参画推進連携会議有識者議員 (2015年8月退任)	2021年6月	第一生命保険株式会社取締役(現任)
2011年6月	株式会社セブン銀行監査役(2019年6月退任)	2022年10月	当社取締役(監査等委員)(現任)
2014年6月	JXホールディングス株式会社(現ENEOSホールディングス株式会社)監査役(2018年6月退任)	2024年6月	はごろもフーズ株式会社取締役(現任)

- 生年月日
1961年3月8日
- 所有する当社の株式の数
0株
- 重要な兼職の状況
明治大学情報コミュニケーション学部教授

社外取締役候補者 とした理由および 期待される役割

牛尾奈緒美氏は、大学教授として経営学・人的資源管理論を専門とし、働く女性の能力発揮の問題に取り組み、他の上場会社の社外取締役・社外監査役や内閣府男女共同参画推進連携会議の有識者議員をはじめ公職も歴任しております。また、当社グループの株式会社静岡銀行において、2019年6月から2022年10月まで社外監査役を務め、当社においては、2022年10月から社外取締役を務めております。同氏が有するグループ人財の活躍に向けたD&Iの観点を含む高度な知見は、人的資本経営推進に対する実効的な監督を行ううえで重要であり、取締役会等においても、経営戦略と人財戦略の一致等に向けた洞察を伴うご発言をいただいております。くわえて、豊富な経験・見識に基づき、経営陣から独立した客観的な立場で当社の取締役会における意思決定の透明性・公平性の一層の確保と監督機能の一層の強化などに適切な役割を果たしていることから、引き続き監査等委員である社外取締役候補者としたものであります。当社社外取締役就任期間は、本定時株主総会終結の時をもって3年9か月となります。

独立性に 関する事項

取引所が定める独立役員の独立性の基準および当社が定める独立役員の指定基準に照らし、一般株主と利益相反のおそれがないと判断されることから、独立役員として取引所に届け出ております。



4

 やな がわ のり ゆき
 柳 川 範 之

新任

社外取締役
候補者

■ 略歴、地位および担当

1996年4月	東京大学大学院経済学研究科助教授	2019年1月	内閣府経済財政諮問会議議員 (2025年10月退任)
2007年4月	東京大学大学院経済学研究科准教授	2020年6月	株式会社山口フィナンシャルグループ取締役 (2022年6月退任)
2011年12月	東京大学大学院経済学研究科教授 (現任)	2022年6月	オリックス株式会社取締役(現任)
2016年6月	三井住友アセットマネジメント株式会社 (現三井住友D S アセットマネジメント株式会社) 取締役(2024年6月退任)	2025年6月	コモンズ投信株式会社取締役 (現任)

■ 生年月日

1963年4月23日

■ 所有する当社の株式の数

0株

■ 重要な兼職の状況

東京大学大学院経済学研究科教授

社外取締役候補者
とした理由および
期待される役割

柳川範之氏は、大学教授として法制度・契約を踏まえた企業行動等にかかる経済学を専門とし、金融関連事業を営む他の上場会社等の社外取締役を務めるほか、法制度等との関係を含む経済・金融分野の専門家として、内閣府の経済財政諮問会議議員や経済産業省のCGS（コーポレート・ガバナンス・システム）研究会委員など公職も歴任しております。同氏が有する経済学的な側面を踏まえたガバナンス・企業行動等に関する高度な知見による当社グループ経営への監督・助言を期待しており、また、これらの豊富な経験・見識に基づき、経営陣から独立した客観的立場で当社の取締役会における意思決定の透明性・公平性の確保と監督機能の強化等において適切な役割を果たすことができると判断し、新任の監査等委員である社外取締役候補者としたものであります。

独立性に
関する事項

取引所が定める独立役員の独立性の基準および当社が定める独立役員の指定基準に照らし、一般株主と利益相反のおそれがないと判断されることから、独立役員として取引所に届け出ております。

- (注) 1. 各取締役候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
 2. 坪内和人氏、牛尾奈緒美氏および柳川範之氏は、社外取締役候補者であります。
 3. 牛尾奈緒美氏および柳川範之氏は、社外役員以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記「社外取締役候補者とした理由および期待される役割」により、当社の監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行していただくことができると判断しております。
 4. 柳川範之氏は、持分法適用関連会社であるコモンズ投信株式会社の社外取締役を務めております。
 5. 社外取締役との責任限定契約について
 当社は、社外取締役として有用な人材を迎えることができるよう、定款において社外取締役との間で損害賠償責任を法令が規定する限度額で限定する契約を締結できる旨を定めております。当社は坪内和人氏、牛尾奈緒美氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約（以下「責任限定契約」といいます。）を締結しており、再任された後は、当該契約を継続する予定であります。また、当社は新任候補者である柳川範之氏との間で、同氏が選任された後に責任限定契約を締結する予定であります。責任限定契約に基づく損害賠償責任の限度は同法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。

6. 役員等賠償責任保険契約について

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（以下「D&O保険」といいます。）契約を保険会社との間で締結しております。D&O保険により、被保険者が職務の執行に起因して損害賠償責任を負った場合における損害（D&O保険の契約上定められた免責事由に該当するものを除く。）等を填補することとしております。なお、D&O保険の保険料は当社が全額を負担しております。各候補者が取締役を選任され就任した場合、いずれの取締役もD&O保険の被保険者となる予定であります。D&O保険は1年間の契約期間としており、任期途中に到来する満期前に取締役会において決議のうえ、これを更新する予定であります。

<ご参考>

当社が定める独立役員の指定基準につきましては、事業報告中の3.（2）「社外役員の主な活動状況」の欄外に記載しております。

(ご参考) 取締役会において特に役割発揮を期待する分野

当グループは、持続的な成長の基盤となる柔軟で強固なガバナンス体制のもと、グループ経営を強化し、専門的・先進的な総合金融サービスの提供、新事業への挑戦等により、ステークホルダーとの価値共創を促進するビジネスの構築・成長を目指しております。

取締役会は、グループ全体の多様な専門性に基づく業務執行を監督し、ステークホルダーと当グループの持続的な成長につなげるミッションを担っており、上記の目指す姿の実現を見据え、「企業経営」「社会・経済」「ビジネス」の範疇において、経営環境への対応として取締役会が監督すべき要諦に対し、各取締役が、自身の経歴や職歴等に裏付けられた知見に基づき総合的な見地より、その役割・スキルを発揮することで、適切な監督に必要な取締役会全体のバランスを確保しております。

	企業経営			社会・経済		ビジネス	
	上場企業としての経営監督	総合金融グループの経営戦略	内部統制への監督	地域社会・経済への展望	社会変化への対応	総合金融サービス	新事業(事業開発・M&A・事業構成)
柴田 久 (取締役社長(代表取締役))	●	●	● 財務会計	●		● 銀行ビジネス (支店営業/市場運用)	
八木 稔 (取締役執行役員)		●	● 財務会計、 経営管理(人財)	●		● 銀行ビジネス (支店営業/市場運用)	
福島 豊 (取締役執行役員)		●		●		● 銀行ビジネス (支店営業)	
梅原 弘充 (執行役員)			● 財務会計	●		● 銀行ビジネス (支店営業/市場運用)	●
藤沢 久美 (社外取締役)	●			●	● イノベーション	● 投資ビジネス	●
稲野 和利 (社外取締役)	●	●		●		● 資産運用ビジネス	●
清川 公一 (取締役(監査等委員))			● 財務会計、経営管理(人財)、 リスク管理、内部監査	●		● 銀行ビジネス (支店営業/市場運用)	
坪内 和人 (社外取締役(監査等委員))	●		● 財務会計		● IT/デジタル		●
牛尾 奈緒美 (社外取締役(監査等委員))	●		● 経営管理(人財)		● DE&I		
柳川 範之	●		● 法制度・ガバナンス		● 経済・産業動向		

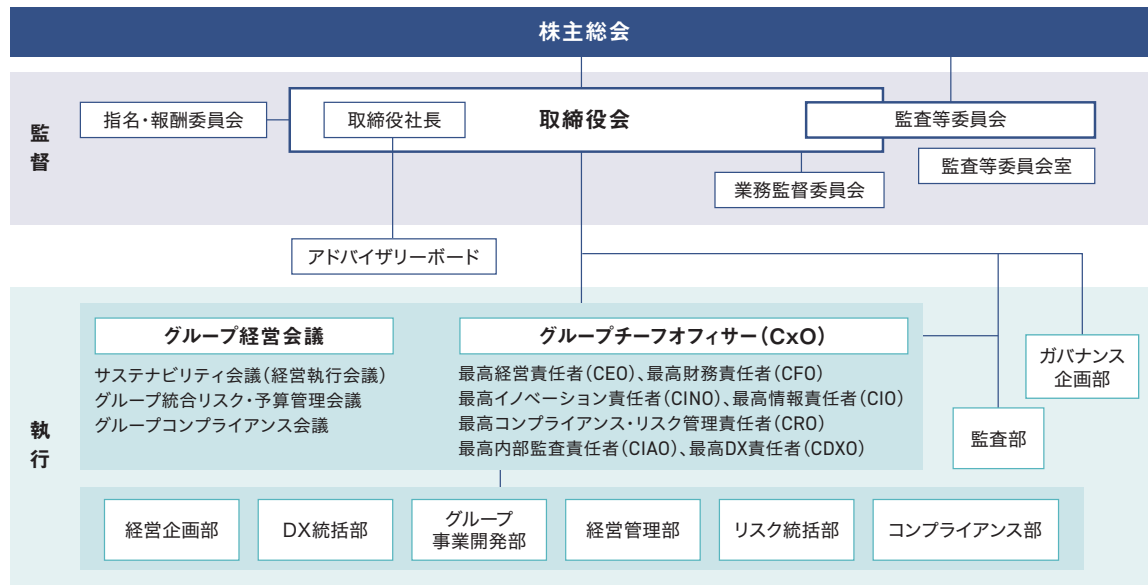
(注) 1. 全員が本定時株主総会の第2号議案および第3号議案において選任をお願いしている取締役候補者です。
2. 名前の下の括弧内に現在の当社における地位を記載しております。

【役割・スキル項目に関する補足説明】

役割・スキル項目		役割・スキル項目に関する考え方
企業経営	上場企業としての経営監督	東京証券取引所プライム市場に上場する企業として求められるコーポレート・ガバナンスの趣旨を踏まえ、株主の利益を尊重した経営への監督機能を重視しております。
	総合金融グループの経営戦略	銀行業を祖業とする総合金融グループとして、地域等ステークホルダーとの信頼関係を構築し、ステークホルダーとともに価値を共創し成長していく経営戦略を重視しております。
	内部統制への監督	上場企業としての経営監督や総合金融グループの経営戦略等を適切に履践する観点から、グループの業務執行に対する内部統制面の監督を重視しております。
社会・経済	地域社会・経済への展望	基本理念「地域とともに夢と豊かさを広げます。」のもと、当グループが地域とともに成長していくためには、地域社会・経済の未来への展望が重要と考えております。
	社会変化への対応	企業グループとして持続的な成長を実現していくためには、社会の変化を予見的に捉え、グループの経営や事業を変革していく必要があると考えております。
ビジネス	総合金融サービス	当グループは、地域を始め幅広いお客さまに対して、専門的・先進的な総合金融サービスを提供することで、社会価値創造と企業価値向上の両立を目指しております。
	新事業(事業開発・M&A・事業構成)	当グループは、社会の変化を予見的に捉え、新事業にも挑戦しつつ、グループの事業構成を適切にアップデートしていくことで、社会価値創造と企業価値向上の両立を目指しております。

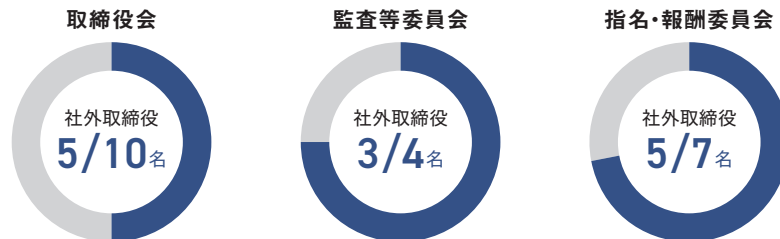
(ご参考) コーポレート・ガバナンス体制の強化に関する取り組み

当グループは、社会価値創造と企業価値向上の両立に向けて、コーポレート・ガバナンス体制の強化に取り組んでいます。取締役会は、すべてのステークホルダーとの価値共創を通じた、持続的なグループの事業成長を監督し、グループチーフオフィサーやグループ経営会議等を設置する執行部門は、取締役会の監督のもとグループの事業・業務運営の統括を行っています。監督と執行の連携を通じたコーポレート・ガバナンスの強化により、すべてのステークホルダーのウェルビーイングの向上と、中長期的な企業価値の向上を目指します。



社外取締役による独立性を確保した監督体制の構築

経営環境の変化に対処する業務執行を適切に監督するため、監督機関（「取締役会」「監査等委員会」「指名・報酬委員会」）には、適切な構成比の独立性を備えた社外取締役を選任しています（右のグラフは現在の状況）。



(ご参考) 政策投資株式の縮減に関する取り組みについて

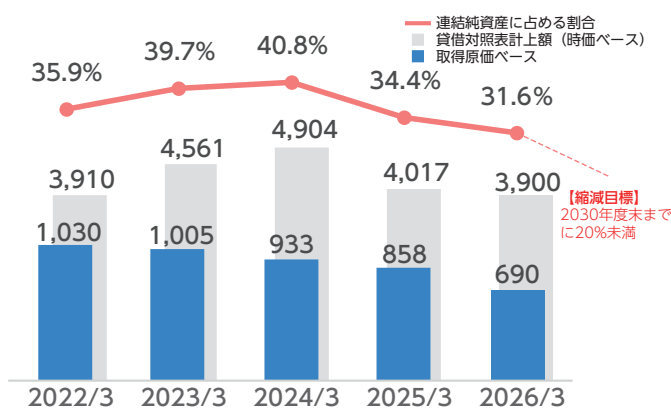
■ 政策保有に関する方針等（コーポレートガバナンス・コード 原則1-4）

政策投資株式については、縮減していくことを基本方針としたうえで、「事業投資」、「取引関係の強化」、「地域貢献」の各観点から、保有意義があると認められるものに限り保有しております。取締役会の監督のもと、採算性、株価の状況等を踏まえ、毎年度の事業計画の中で、保有目的の適切性、保有に伴う便益および資本に見合う収益性等を考慮し、政策投資株式に関する方針を決定しており、保有意義や経済合理性の検証は、資本コスト等を考慮した指標などを基準として実施しております。なお、政策保有株主から当社株式の売却等の意向が示された場合に、売却の妨げとなるようなことは行わず、原則として応じております。

■ 政策投資株式の縮減目標

「2030年度末までに連結純資産に占める政策投資株式（時価）の割合が20%未満」となるよう縮減に取り組んでおります。当事業年度末(2026年3月末)の連結純資産に占める政策投資株式（時価）の割合は31.6%（前事業年度末比△2.8ポイント）となりました。売却により得られた資本は、DXや人的資本、新事業等の戦略的な投資に活用し成長戦略を加速してまいります。

政策投資株式の推移（事業年度末） ※金額の単位は億円



【銘柄数】 277先 267先 259先 246先 218先

(注) 従来、当社保有の政策投資株式はなく、当社の連結子会社である株式会社静岡銀行保有の政策投資株式について記載しています。

政策投資株式減少の内訳

増減要因	2024年度	2025年度
政策投資株式縮減	▲531億円	▲994億円
時価増減	▲356億円	+877億円
合計	▲887億円	▲116億円

純投資目的である投資株式について

時価配当利回り等の定量的な収益性基準を充足し、かつ保有先企業（発行者）から売却の応諾が得られていて売却を妨げる事情がない株式のみを「純投資目的である投資株式（政策投資株式からの振替を含む）」として保有しています。営業部門から組織的に分離した経営企画部門が売却および議決権行使（行使基準を整備）を決定する体制としています。

第4号議案 取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く。）に対する業績連動型報酬の改定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等につきましては、2023年6月16日開催の第1期定時株主総会において、「確定金額報酬」、「業績連動型報酬」、「株価連動型ポイント制役員報酬」、「譲渡制限付株式報酬」に関してご承認をいただき現在に至っており、このうち、取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く。）に対する「業績連動型報酬」の額につきましては、親会社株主に帰属する当期純利益の業績水準に応じ年額1億4千万円以内とご承認をいただいております。

今般、経営環境の変化や経済情勢など諸般の事情を勘案し、経営環境に適応した連結業績向上へのインセンティブを働かせることを目的として、従来の「業績連動型報酬」の制度を廃止し、これに代えて、取締役会が会社法第361条第7項に基づき決議し、事業報告にその概要を記載する「取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針」（以下「報酬等の決定方針」といいます。）に定める業績指標の年度実績水準に応じ年額1億4千万円を支給額の上限とする新たな「業績連動型報酬」の制度を導入したく存じます。本議案をご承認いただいた場合、「報酬等の決定方針」において、業績指標を「親会社株主に帰属する当期純利益」および「連結ROE」とし、経営目標等を踏まえ、業績指標の実績水準に応じた報酬枠を設定する予定です。

なお、報酬等の支給時期、配分等につきましては、取締役会にご一任いただきたく存じます。

ご参考 本議案における新制度と従来制度の比較の要点

項目	従来制度	新制度（本議案）	
業績指標 業績指標の実績水準に応じた報酬枠	【業績指標】 ・親会社株主に帰属する当期純利益 【業績指標の実績水準に応じた報酬枠】	【業績指標】 ・親会社株主に帰属する当期純利益 ・連結ROE 【業績指標の実績水準に応じた報酬枠】 ・取締役会が決議する「報酬等の決定方針」において設定※ ※後掲の「【ご参考】取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針の概要（変更後）」をご参照	
	親会社株主に帰属する当期純利益の水準		報酬枠
	～ 200億円以下		0
	200億円超 ～ 350億円以下		20百万円
	350億円超 ～ 400億円以下		40百万円
	400億円超 ～ 450億円以下		60百万円
	450億円超 ～ 500億円以下		80百万円
	500億円超 ～ 600億円以下		100百万円
600億円超 ～ 700億円以下	120百万円		
700億円超 ～	140百万円		
年額	・ 1億4千万円以内	・ 1億4千万円以内	

本議案につきましては、当社の指名・報酬委員会への諮問を経て、取締役会において決定しており、また監査等委員会において検討がなされ、特段指摘すべき事項はない旨の意見表明を受けております。なお、取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く。）の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。

当社の「報酬等の決定方針」の内容の概要は、事業報告の「会社役員（取締役）に関する事項」に記載しているところ、本議案、第5号議案「取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く。）に対する株価連動型ポイント制役員報酬および譲渡制限付株式報酬の改定の件」、および第6号議案「監査等委員である取締役の報酬等の増額の件」をご承認いただいた場合に整合するよう、本定時株主総会終結後の臨時取締役会において、「報酬等の決定方針」の変更を予定しており、変更後の内容の概要は、後掲の「【ご参考】取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針の概要（変更後）」に記載のとおりであります。本議案の内容は、当該変更後の「報酬等の決定方針」に沿っており、取締役の個人別の報酬等の内容を定めるために必要であり、かつ当社の経営状況や経済情勢等、諸般の事情を勘案したものであることから相当であると判断しております。

現在の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は6名（うち社外取締役は2名）であり、第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件」が原案どおり承認されますと、本議案の報酬等の対象となる取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く。）は4名となります。

【ご参考】取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針の概要（変更後）

1. 基本方針

- (1) 取締役の報酬体系は、当社グループがすべてのステークホルダーの価値を最大化できるサステナブルな企業グループを目指すうえで、健全なインセンティブとして機能するよう適切に設定する。
- (2) 取締役の報酬は、グループの経営管理を的確に行う責務を踏まえ、健全な経営体制の維持・向上を図る観点のほか、各取締役が果たすべき役割、責務およびその成果を反映したものとす。
- (3) 報酬等の決定プロセスは、株主総会の決議内容を遵守しつつ、取締役会による適切な監督のもと、指名・報酬委員会の関与・助言により、公正性と客観性を確保する。

2. 報酬等の概要

(1) 報酬構成

- ①取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く。）の報酬は「確定金額報酬」のほか、「業績連動型報酬」、「株価連動型ポイント制役員報酬」、および「譲渡制限付株式報酬」にて構成する。

- ② 社外取締役および監査等委員である取締役の報酬は、中立性・独立性を確保する観点から、「確定金額報酬」のみとする。

(2) 報酬構成割合の決定方針

- ① 取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く。）の報酬構成は、下表の割合を目安とする。
- ② 「確定金額報酬」は役位等、「業績連動型報酬」は会社の業績に加え役位および業績貢献度等、「株価連動型ポイント制役員報酬」は会社の業績に加え役位等、「譲渡制限付株式報酬」は役位等に応じ構成割合が変動するものとする。

基本報酬（現金報酬）	業績連動報酬等（現金報酬）		非金銭報酬等（株式報酬）
確定金額報酬	業績連動型報酬	株価連動型ポイント制役員報酬	譲渡制限付株式報酬
5割	2割	2割	1割

※業績連動報酬等における標準的な評価時を前提とした各報酬の構成割合の目安

3. 報酬等の決定方針

(1) 各報酬制度の決定方針

	内容 支給時期・支給方法	年間上限 (合計)	配分算定方法
確定金額報酬	当社グループの経営管理を的確に行う責務に相応した報酬を月次で金銭支給	取締役（監査等委員である取締役を除く。）：210百万円 監査等委員である取締役：110百万円（本株主総会第6号議案付議事項）	取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く。）：役位等をもとに算定 社外取締役および監査等委員である取締役：役位をもとに算定
業績連動型報酬	当社グループの業績を報酬に反映するため、親会社株主に帰属する当期純利益および連結ROEの実績水準に応じた報酬枠（総額）の範囲内により年次で対象取締役へ配分（金銭支給）	140百万円	会社業績指標の実績に応じた年次の報酬枠（総額）の範囲内での個人別の配分は、役位および業績貢献度等をもとに算定
株価連動型ポイント制役員報酬	取締役在任中の企業価値向上へのインセンティブ機能をより一層向上させるため、会社業績指標の実績および役位に応じたポイントを年次で付与し、保有する累積付与ポイント数に退任日の直近6ヶ月間の当社株価終値平均を乗じた額の金銭を支給	5万ポイント（1ポイント＝1株相当）	会社業績指標の実績および役位に応じて個人別の付与ポイント数を算定
譲渡制限付株式報酬	企業価値増大、株主との価値共有に向けて、譲渡制限を付した当社普通株式を年次で付与	50百万円かつ5万株	役位に応じて定める基準株数をもとに個人別の配分を算定

(2) 業績連動報酬等に係る業績指標等の内容および額または数の算定方法の決定方針**① 業績連動型報酬**

- i 当社の「親会社株主に帰属する当期純利益」および「連結ROE」を業績指標とすることで、利益と資本効率を考慮する。
- ii 中期経営計画の経営目標等を踏まえ、下表の「親会社株主に帰属する当期純利益【業績指標A】」および「連結ROE【業績指標B】」の実績水準に応じた報酬枠の合計額（最大140百万円）の範囲内で対象取締役へ配分する。
- iii 中期経営計画の経営目標等の変更など、環境変化に応じた適切なインセンティブ設計の観点から、取締役会の決議により、「取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針」を改定することで下表の変更を可能とする。なお、事業報告の「取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針」にかかる事項において下表を開示する。

【業績指標A】親会社株主に帰属する当期純利益

実績水準	報酬枠
400億円未満	0
400億円以上～550億円未満	10百万円
550億円以上～700億円未満	20百万円
700億円以上～850億円未満	30百万円
850億円以上～1,000億円未満	40百万円
1,000億円以上～1,150億円未満	50百万円
1,150億円以上～1,300億円未満	60百万円
1,300億円以上	70百万円

【業績指標B】連結ROE

実績水準	報酬枠
4.0%未満	0
4.0%以上～5.0%未満	10百万円
5.0%以上～6.0%未満	20百万円
6.0%以上～7.0%未満	30百万円
7.0%以上～8.0%未満	40百万円
8.0%以上～9.0%未満	50百万円
9.0%以上～10.0%未満	60百万円
10.0%以上	70百万円

② 株価連動型ポイント制役員報酬

- i 当社グループの中期的な経営目標等を踏まえ財務および非財務の会社業績指標を設定、事業年度ごとにその実績を評価し、評価結果および役位に応じたポイント数を付与する。
- ii 業績指標は下表のとおりとし、経営目標等に特段の変更が生じた場合は、取締役会の決議により、「取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針」を改定することで下表の変更を可能とする。なお、事業報告の「取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針」にかかる事項において下表を開示する。
- iii 下表の業績指標の具体的な評価基準・評価方法等は、指名・報酬委員会にて決定する。

業績指標		評価基準の骨子	評価期間・評価時期
財務	a.連結経常利益	中期経営計画の目標値に対する進捗・達成度合いにより評価	事業年度・事業年度終了後
	b.連結ROE		
	c.TSR（株主総利回り）		
非財務	d.ESG評価機関の当社に対する評価	複数のESG評価機関の評価の変化を踏まえ評価	
	e.グループ従業員のエンゲージメント		

※評価構成の目安は、財務の業績指標（a.b.c.）が9割、非財務の業績指標（d.）が1割とし、業績評価に応じポイント付与は70%～130%の範囲で変動する。なお、業績指標（e.）の加点がある場合は、変動幅（70%～130%）に10ptを加算。

4. 報酬等の内容の決定方法およびプロセス

- (1) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する各報酬の配分等は、第1期定時株主総会（2023年6月16日）および第4期定時株主総会（2026年6月19日）において取締役会に一任を受け、「確定金額報酬」、「業績連動型報酬」および「株価連動型ポイント制役員報酬（年間付与ポイント）」の配分等は、公正性・客観性を確保するため、取締役会決議により指名・報酬委員会へ一任のうえ決定する。同委員会は、社外取締役の過半数構成とし独立性を確保することで、委任された権限が適切に行使されるようにする。
- (2) 監査等委員である取締役の報酬（確定金額報酬のみ）の配分等は、第1期定時株主総会（2023年6月16日）および第4期定時株主総会（2026年6月19日）におけるご承認のもと、監査等委員である取締役の協議により決定する。

5. 報酬等の返還事由やその決定に関する方針

- (1) 「株価連動型ポイント制役員報酬」の内規として定める株価連動型ポイント制役員報酬規程において、支給対象取締役等に関する重大な非違行為等の金銭報酬を支給しない事由を定める。また、支給対象取締役等の退任後に、在任中に関与した重大な非違行為等の事由に該当する事実が判明し、取締役会決議に基づき当該者の責任の相当性を認めた場合に、支給済みの金銭報酬の全部または一部を当社へ返還させることができる旨を定める。
- (2) 「譲渡制限付株式報酬」に関し、当社と支給対象取締役等が支給の都度締結する譲渡制限付株式割当契約において、報酬として付与した一定の譲渡制限が付された当社普通株式を当社が無償取得する事由（支給対象取締役等に関する重大な非違行為等を含む）を定める。また、支給対象取締役等の退任後、在任中に支給対象取締役等が関与した重大な非違行為等に該当する事実が判明し、取締役会決議に基づき当該者の責任の相当性を認めた場合に、譲渡制限付株式報酬として支給され譲渡制限が解除された当社普通株式の全部または一部を当社が無償取得できる旨、および当該株式の売却相当額の全部または一部を当社へ支払わせることができる旨を定める。

第5号議案 取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く。）に対する 株価連動型ポイント制役員報酬および譲渡制限付株式報酬の改定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等につきましては、2023年6月16日開催の第1期定時株主総会において、「確定金額報酬」、「業績連動型報酬」、「株価連動型ポイント制役員報酬」、「譲渡制限付株式報酬」に関してご承認をいただき現在に至っておりますが、このうち、下記1. および2. について、ご承認をいただきたく存じます。

1. 株価連動型ポイント制役員報酬

取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く。）に対する「株価連動型ポイント制役員報酬」（年間で一定のポイントが付与し、保有する累積付与ポイント数に退任日の直近6ヵ月間の当社株価終値平均を乗じた額を現金で支給）につきましては、年間付与ポイントの上限を5万ポイント（1ポイント＝1株相当）とすることについてご承認をいただいておりますが、今般、在任中の株価上昇に向けた企業価値向上への経営意識を一層高めることを目的として、当社の財務および非財務にかかる業績指標の年度実績に応じ付与ポイント数が変動する業績連動の支給方法を導入したく存じます。なお、業績指標の内容を含む支給方法の方針につきましては、取締役会が会社法第361条第7項に基づき決議し、事業報告にその概要を記載する「取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針」（以下「報酬等の決定方針」といいます。）において設定することとしたいと存じます。本改定は、年間付与ポイントの上限（5万ポイント（1ポイント＝1株相当））を変更するものではなく、報酬等の支給時期、配分等につきましては、従来どおり、取締役会にご一任いただきたく存じます。

2. 譲渡制限付株式報酬

取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く。）に対する「譲渡制限付株式報酬」につきましては、従来、当社が支給対象取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約において、報酬として付与した一定の譲渡制限が付された当社普通株式を当社が無償取得する事由（支給対象取締役に関する重大な非違行為等を含む）を定めておりますが、今般、報酬支給に関する規律をさらに厳格なものとするを目的として、支給対象取締役の退任後、在任中に支給対象取締役が関与した重大な非違行為等に該当する事実が判明し、取締役会決議に基づき当該者の責任の相当性を認めた場合に、譲渡制限付株式報酬として支給され譲渡制限が解除された当社普通株式の全部または一部を当社が無償取得できる旨、および当該株式の売却相当額の全部または一部を当社へ支払わせることができる旨を当該契約に定めるべく、この点に関して、従来の「譲渡制限付株式報酬」を変更することといたたく存じます。

ご参考 本議案における従来制度からの変更の要点

1. 株価連動型ポイント制役員報酬

- ・ポイントの付与（下表）

従来制度（変更前）	本議案（変更後）
<ul style="list-style-type: none"> ・年間で一定のポイントを付与 	<ul style="list-style-type: none"> ・当社の財務および非財務にかかる業績指標の年度実績に応じ付与ポイント数が変動する業績連動の支給方法により、年間でポイントを付与 ・業績指標の内容を含む支給方法の方針は、取締役会が決議する「報酬等の決定方針」において設定* <p>※第4号議案に掲載の「【ご参考】取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針の概要（変更後）」をご参照</p>

- ・年間の付与ポイントの上限は、従来どおり5万ポイント（1ポイント＝1株相当）とし、変更しない。

2. 譲渡制限付株式報酬

- ・支給対象取締役の関与による重大な非違行為等に関し、導入済の在任中におけるマルス制度にくわえ、退任後において報酬等の没収・返還を可能とする「クローバック制度」を導入*。

※「株価連動型ポイント制役員報酬」においても、導入済のマルス制度にくわえ、取締役会が決議する「報酬等の決定方針」に基づき「クローバック制度」を導入する予定。

本議案につきましては、当社の指名・報酬委員会への諮問を経て、取締役会において決定しており、また監査等委員会において検討がなされ、特段指摘すべき事項はない旨の意見表明を受けております。なお、取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く。）の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。

当社の「報酬等の決定方針」の内容の概要は事業報告の「会社役員（取締役）に関する事項」に記載しているところ、本議案、第4号議案「取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く。）に対する業績連動型報酬の改定の件」、および第6号議案「監査等委員である取締役の報酬等の増額の件」をご承認いただいた場合に整合するよう、本定時株主総会終結後の臨時取締役会において、「報酬等の決定方針」を変更することを予定しており、変更後の内容の概要は、第4号議案の「【ご参考】取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針の概要（変更後）」に記載のとおりであります。本議案の内容は、当該変更後の「報酬等の決定方針」に沿っており、取締役の個人別の報酬等の内容を定めるために必要であり、かつ当社の経営状況や経済情勢等、諸般の事情を勘案したものであることから相当であると判断しております。

現在の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は6名（うち社外取締役は2名）であり、第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件」が原案どおり承認されますと、本議案の報酬等の対象となる取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く。）は4名となります。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の増額の件

当社の監査等委員である取締役の報酬額につきましては、2023年6月16日開催の第1期定時株主総会において、報酬等の構成は「確定金額報酬」のみとし、総額を年額9千万円以内とすることに關してご承認をいただき現在に至っております。

今般、監査等委員である取締役の内部統制等における職責の重要性、その他経済情勢等諸般の事情も考慮いたしまして、その総額を年額1億1千万円以内に変更させていただきたいと存じます。

なお、本議案につきましては、当社の指名・報酬委員会への諮問を経て、取締役会において決定しており、監査等委員である取締役全員から、特段指摘すべき事項はない旨の意見表明を受けております。

ご参考 本議案における従来制度からの変更の要点

項目	従来制度（変更前）	本議案（変更後）
総額	年額9千万円以内	年額1億1千万円以内

当社の「取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針」（以下「報酬等の決定方針」といいます。）の内容の概要は事業報告の「会社役員（取締役）に関する事項」に記載しているところ、本議案、第4号議案「取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く。）に対する業績連動型報酬の改定の件」、および第5号議案「取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く。）に対する株価連動型ポイント制役員報酬および譲渡制限付株式報酬の改定の件」をご承認いただいた場合に整合するよう、本定時株主総会終結後の臨時取締役会において、「報酬等の決定方針」を変更することを予定しており、変更後の内容の概要は、第4号議案の「【ご参考】取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針の概要（変更後）」に記載のとおりであります。本議案の内容は、当該変更後の「報酬等の決定方針」に沿っており、取締役の個人別の報酬等の内容を定めるために必要であり、かつ当社の経営状況や経済情勢等、諸般の事情を勘案したものであることから相当であると判断しております。

現在の監査等委員である取締役は4名（うち社外取締役は3名）であり、第3号議案「監査等委員である取締役4名選任の件」が原案どおり承認されますと、本議案の報酬等の対象となる監査等委員である取締役は4名（うち社外取締役は3名）となります。

報酬等の支給時期、配分等につきましては、監査等委員である取締役の協議により決定いたします。

第7号議案 一般財団法人静岡ミライ共創財団の活動支援を目的とした第三者割当による自己株式の処分の件

当社は、2025年11月7日付「当社株式を活用した一般財団法人の活動支援に関するお知らせ」にて検討開始に関してお知らせをした標題の件につきまして、2026年5月12日開催の取締役会において、子会社である株式会社静岡銀行（以下「静岡銀行」といいます。）が設立する予定の一般財団法人静岡ミライ共創財団（以下「本財団」といいます。）の活動を、継続的、安定的に支援することを目的とし、当社株式の第三者割当による自己株式の処分（以下「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議しましたので、同自己株式の処分を行いたく存じます。

1. 本財団の目的

しずおかフィナンシャルグループは、基本理念「地域とともに夢と豊かさを広げます。」のもと、地域に根差す総合金融グループとして、地域の経済や文化の発展、ステークホルダーの皆さまのウェルビーイングに貢献できるよう、グループ各社が多様な価値を提供すべく事業を推進しています。2026年度よりスタートした第2次中期経営計画「Xover2.0～ともに、未来へ」では、10年ビジョン「しずおかフィナンシャルグループとステークホルダーの成長が共鳴・循環する状態」を掲げ、地域やお客さまの課題解決の取り組みをさらに深化させることで、社会価値の創造と企業価値の向上の最大化を目指しております。

従来、静岡銀行では、グループ会社とも連携をして、地域の産業創造や育成に向け、地域企業とスタートアップのマッチングイベント「TECH BEAT Shizuoka」の開催や、ベンチャー企業向け投融資等事業支援によるネットワーク形成に取り組んでまいりました。今般、これまで培ってきた知見やネットワークを活かし、新たな産業創造を促す課題解決プロジェクトを創出するとともに、地域の将来を担う人財の育成、地域産業の振興、ひいては地域社会の持続的な発展に貢献するため、本財団を設立することといたしました。

本財団では、静岡県内を中心とする地域企業や自治体、教育機関、地域住民、国内外のスタートアップ等を対象として、事業共創を促進する各種イベントの開催や伴走支援・助成、活動の場の提供などに取り組む予定です。これらの事業活動を通じ「静岡県内人口の社会増」や「静岡県内実質総生産の発展」など社会インパクトの創出をもたらすことで、当社グループにおける中長期的な収益機会の拡大や地域とのさらなる信頼関係の構築、役職員のエンゲージメント醸成につなげていく方針です。

2. 自己株式の処分について

本自己株式処分は、本財団の継続的、安定的な活動のために必要な活動原資を、当社株式の配当により拠出することを可能とするために実施するものです。

本自己株式処分にあたり、当社は、三井住友信託銀行株式会社を受託者、株式会社日本カストディ銀行を再信託受託者、本財団を受益者とする他益信託（以下「本信託」といいます。）を設定し、本信託は当社株式を取得します。本信託は当社株式の配当等の信託収益を本財団に交付し、本財団は当該信託収益を原資として活動します。本自己株式処分は、本財団の活動原資を拠出するために設定される本信託に対し行うものです。

3. 処分条件等の合理性

処分株式数は、本財団がその目的に沿って長期安定的に活動を継続するための原資を確保する水準にて設定しており、本自己株式処分の規模は合理的であると考えております。本信託の枠組みでは、本自己株式処分による株式が大量に株式市場へ流出することは考えられないため、本自己株式処分による流通市場への影響は軽微であると考えております。

また、処分株式数4,000,000株は、2026年3月31日現在の発行済株式総数580,129,069株に対し、0.69%と小規模なものであり、株式の希薄化への影響は軽微であると判断しております。

加えて、2025年11月7日付「自己株式取得に係る事項の決定に関するお知らせ（会社法第165条第2項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得）」及び2026年2月12日付「通期連結業績予想の修正、期末配当予想の修正（増配）および自己株式取得に係る事項の決定に関するお知らせ」にて公表しました通り、当社は、自己株式取得に係る取締役会決議を行い、同決議に基づき本件に関する検討開始の公表以降において約300億円の自己株式取得を実施しており、株式の希薄化に対処する措置を講じております。

処分予定先である株式会社日本カストディ銀行は、当社が三井住友信託銀行株式会社と締結する予定の信託契約に従って、当社株式の配当を原資とした信託収益を本財団に交付することとし、株式の議決権については、信託期間を通じて行使しないものとします。

つきましては、1株につき1円という払込金額は割当先に特に有利な金額であるものの、上記の趣旨と目的の観点からは必要かつ合理的な金額であると考えており、会社法第199条（募集事項の決定）の規定に基づき、第三者割当による自己株式の処分を行うことのご承認をお願いするものであります。

＜処分する自己株式の内容＞

① 処分する株式の種類及び数	普通株式 4,000,000株 (発行済株式総数に対する割合0.69%※)
② 処分価額 (払込金額)	1株につき1円
③ 調達資金の額 (払込金額の総額)	4,000,000円
④ 募集又は処分方法	第三者割当による処分
⑤ 処分予定先	株式会社日本カストディ銀行 (三井住友信託銀行株式会社を委託者とする再信託受託者)
⑥ 処分期日 (払込期間)	2026年9月1日から同月末日まで (具体的な日付は、関係手続の進捗に応じ決定いたします。)

※2026年3月31日現在の発行済株式総数580,129,069株に対して計算しております。

＜本財団の概要＞

① 名称	一般財団法人静岡ミライ共創財団
② 理事長	中西 勝則※
③ 活動内容	<ul style="list-style-type: none"> ・交流、連携及び協働を促進するイベント、プログラムの企画、運営及び実施 ・新規事業創出、地域課題解決に資する活動等に対するコンサルティング、伴走支援、助成及び補助 ・共創拠点の企画、整備、運営、管理、賃借、賃貸及び利用提供 ・人材育成、教育、研修及び学習機会の提供 ・上記に関する調査、情報収集及び情報発信
④ 活動原資	年間約5億円 (予定) 事業活動による収益及び本自己株式処分により割り当てられる当社株式の配当を加えて活動原資とします。
⑤ 設立年月	2026年7月 (予定)

※本定時株主総会終結の時をもって任期満了により当社取締役 (取締役会長) を退任予定

(ご参考) 本議案に関するQ&A

Q1：なぜ、しずおかフィナンシャルグループの事業として実施するのではなく、財団法人の事業とするのでしょうか。

A1：財団法人が事業を行うことで、当社グループ以外の主体が参画しやすい中立性や透明性の高い枠組みを確保でき、中長期的な活動を安定的に継続することが可能となります。また、多様なステークホルダーの参画機会が増えることにより、地域で継続的に挑戦が生まれ育つ環境づくりを促進することが可能と考えております。

なお、当社は、本財団の運営体制および利益相反管理体制等を整備するとともに、本財団の活動状況・実績等を継続的に開示し、透明性の確保に努める方針です。

Q 2：なぜ、しずおかフィナンシャルグループや静岡銀行からの寄付ではなく、配当（信託収益）を本財団の活動原資とするのでしょうか。

A 2：寄付を主たる原資とする場合、財団活動が資金拠出者の年度予算や利益水準などに左右されやすく、また、寄付は費用として資金拠出者の利益水準を直接押し下げるため、株主還元との優先関係や位置づけに関して説明しにくくなる可能性があります。一方、当社株式の配当を原資とする場合、当社の収益力向上や配当の持続的な実施が、株主の皆さまへの還元と財団活動の安定原資の確保の双方に繋がる設計となり、財団活動の継続性および実効性を高めるうえで合理的であると判断しております。

Q 3：処分株式数（4,000,000株）の妥当性、および自己株式の処分により株式が希薄化することについて、どのように考えますか。

A 3：処分株式数は、株主の皆さまへの希薄化影響に留意しつつ、本財団の活動を長期安定的に継続するための原資を確保する水準にて設定しております。1株当たり80円の当社年間配当を仮定した場合、4百万株では年間3.2億円となり、約5億円の事業規模を想定する本財団の活動を中長期にわたり支えることができると考えております。また、4百万株は発行済株式総数の約0.69%であり、希薄化への影響は限定的と考えております。

Q 4：本財団の活動が、しずおかフィナンシャルグループの企業価値向上にどのようにつながるのでしょうか。

A 4：当社は静岡銀行を主要な事業会社とする地域に根差した総合金融グループであり、静岡県内を中心とする強固な顧客基盤に支えられております。地域経済の持続的な発展は当社グループの中長期的な成長の源泉であり、本財団の活動はその成長を下支えする重要な取り組みと考えています。本財団の活動を通じ、静岡県内人口の社会増や静岡県内実質総生産の発展といった社会インパクトをもたらすことで、預金や投融資の増加などの収益機会の拡大を図り、企業価値の向上につなげてまいります。

以 上

1. 当社の現況に関する事項

(1) 企業集団の事業の経過および成果等

イ 企業集団の主要な事業内容

当グループは、銀行持株会社である当社と連結子会社18社および持分法適用関連会社2社により構成（2026年3月末時点※）され、地域の総合金融グループとして銀行業務のほか、リース業務および金融商品取引業務などの金融サービス等にかかる事業を行っております。

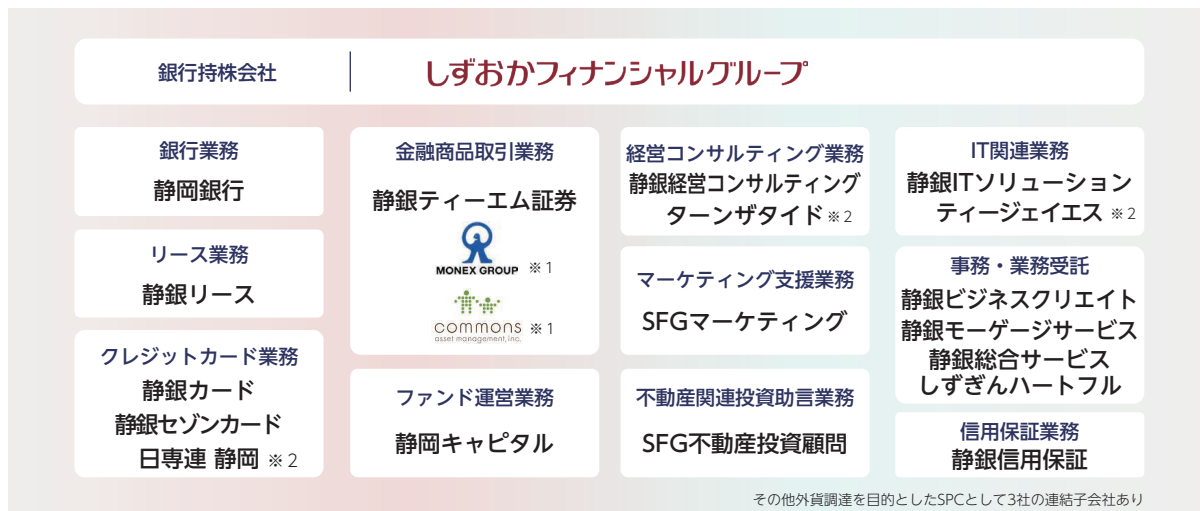
※2026年4月以降、「東京ガスリース」が当社の連結子会社となり、また、静銀ビジネスクリエイトと静銀モーゲージサービスが合併し「しずぎんビジネスパートナーズ」となったほか、当社連結子会社のSFG不動産投資顧問傘下の持分法適用関連会社「しずおかまちづくりコンサルティング」を設立しました。

ロ 金融経済環境

2025年度の国内経済は、米国の関税政策や地政学リスクの高まりなど、国際情勢がリスク要因となりながらも、企業業績や株価の上昇、賃上げ等を背景に個人消費が堅調に推移するなど、緩やかな回復基調を辿りました。

静岡県経済は、海外需要の動向や人手不足、物価高がリスク要因となりながらも、雇用・所得環境が底堅く推移して個人消費を支えたほか、一部企業の設備投資が堅調に推移するなど、強弱入り混じった景況感となりました。

● 子会社および持分法適用関連会社（2026年3月末時点）



※1 持分法適用関連会社 ※2 非連結子会社

ハ 事業の経過および成果

■ 当事業年度の業績等の状況

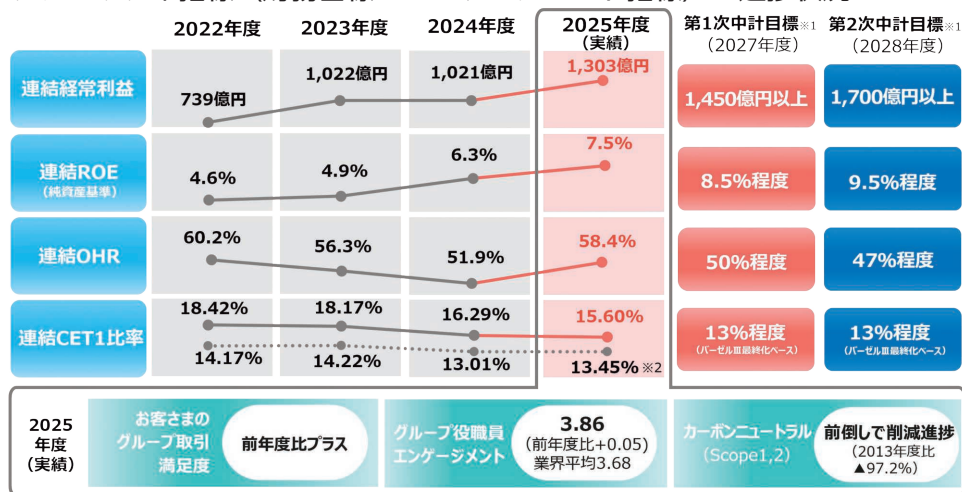
当事業年度は、持株会社である当社を軸としたグループ経営のもと、グループ各社の自立（自律）と連携を促進し、第1次中期経営計画（2023年度スタート）で掲げた、地域と当グループのマテリアリティ（優先して取り組むべき重要課題）の解決に向けた基本戦略を具体化することで「社会価値の創造と企業価値の向上の両立」を推進しました。

「企業価値の向上」に関しては、銀行や証券など金融関連サービスを中心に業績が向上し、連結経常利益の伸長（前事業年度1,021億円→当事業年度1,303億円）とともに連結ROEの向上（同6.3%→同7.5%）が図られ、銀行以外のグループ会社の経常利益合計も120億円を超える水準へ成長しました。くわえて、地域共創の取り組みや人的資本・デジタル分野への積極的な投資への取り組みを具体化させたほか、グループ役職員のエンゲージメントの改善、カーボンニュートラル（Scope 1, 2）の進捗など、中長期的な企業価値向上に向けた側面においても進展を図ることができました。

「社会価値の創造」に関しては、後掲に具体例を記載しておりますが、地域における「金融仲介機能の発揮・活性化」、「イノベーション・産業発展」、「環境と経済の両立」など、多様な視点をもって、地域と当グループのマテリアリティの解決に向けた取り組みを推進しました。

また、生成AIなどDX（デジタルトランスフォーメーション）の重要性の高まりを踏まえ、地域と当グループの価値共創の加速に向け、新たに最高DX責任者（CDXO）を設置し、生成AIやデータの利活用、地域のDX支援など体制強化を図りました。

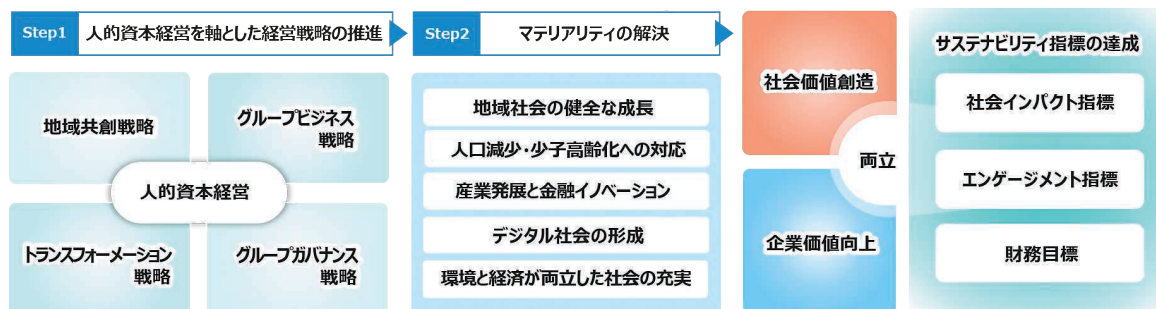
サステナビリティ指標（財務目標・エンゲージメント指標）の進捗状況



※1 経営環境の変化（金利環境や生成AI等社会環境の変容など）に対処すべく、第1次中期経営計画を改め、第2次中期経営計画（2026年度から2028年度）を策定

※2 パーゼルⅢ最終化完全適用後の試算値

■ 社会価値の創造と企業価値の向上の両立に向けた取り組み
第1次中期経営計画（Xover（クロスオーバー）～新時代を拓く）



【地域における金融仲介機能の発揮・地域活性化】

人口減少等の社会構造の変化を捉え、将来を見据えた地域における金融仲介機能の発揮・地域活性化に関する取り組みを推進しました。

静岡銀行では、地域の将来を担う子どもたちの健全な成長を支援する社会貢献寄付型ローン・預金商品「しずおか未来世代サポート」の取り扱いを開始したほか、静岡ティーエム証券とも連携して資産運用・資産形成のご提案に取り組むとともに、新たに子供向け教材を開発するなど金融経済教育の裾野を広げました。くわえて、地域に対する金融仲介機能を安定的に提供し続けるため、地方銀行等44社が参画する「バランスシート・マネジメント・コンソーシアム」を静岡銀行主導で立上げ、将来に亘る預金調達等の管理高度化を技術的な側面からも進めています。

静岡銀行・山梨中央銀行・八十二長野銀行が提携する「富士山・アルプスアライアンス」では、地域の人口増加に向け、移住応援ローンや人財マッチング等の移住促進事業をスタートしました。この他にも、SFG不動産投資顧問では、静岡市の新アリーナ整備・運営事業者構成企業の1社に選定されるなど、地域の「まちづくり」への挑戦を開始しております。

なお、静岡銀行では、各営業エリアがグループ会社とも連携し、地域課題の解決に向けた多様かつ体系的な企画推進に取り組んでおり、内閣府特命担当大臣より「地方創生に資する金融機関等の特徴的な取組事例」の表彰を受けるなど、その活動は外部からも高く評価されています。



移住関連イベントへの出展



金融経済教育（出張授業）

【地域におけるイノベーション・産業発展】

地域におけるイノベーション・産業発展に向け、スタートアップ等に対する投融資にとどまらない多様な支援に取り組みました。

当事業年度は、静岡キャピタルにおいて、中長期的な視点で社会課題の解決に取り組むインパクトスタートアップへ投資を行う「DeepBlue 1号ファンド」や、地域企業も参画し地域発のイノベーションを目指す「しずおかビジョン共創1号ファンド」を組成するなど、地域のイノベーション創出に向けた金融機能を強化しました。また、SFGマーケティングでは、ブロックチェーン技術を用いたNFT（非代替性トークン）等の新たなテクノロジーにより、地域の魅力を訴求しつつ、お客さまの販路開拓やファンづくりに向けたマーケティングを高度化する事業を開始しました。

地域企業とスタートアップのビジネスマッチングイベント「TECH BEAT Shizuoka」は2019年度より定期開催し、当事業年度は3日間で延べ1万人超が来場し170社を超えるスタートアップとの交流が図られるなど、地域のイノベーションを創出する一大イベントへ発展しました。

こうしたイノベーションの創出を恒常的・持続的な取り組みにしていけるため、地域企業やスタートアップ、自治体等が日常的に集い、事業の共創を促進する地域の共創拠点の開設も構想しています。

【地域における環境と経済の両立】

地域における環境と経済の両立に向け、総合金融グループとしての強みを活かした商品・サービスの拡充を進めています。従来注力してきたサステナブルファイナンスに取り組むとともに、温室効果ガス排出量の算定や削減に向けた支援を通じ、地域の脱炭素化を推進しています。これらの取り組みが評価され、静岡銀行はESGファイナンス・アワード・ジャパンで最高位「金賞（環境大臣賞）」を4年連続で受賞しました。

また、静銀経営コンサルティングでは、地産地消のカーボンニュートラルに向けたJ-クレジット事業において、森林の環境価値に着目した創出支援やJ-クレジットの活用支援など取り組みの拡充を図りました。静銀リースでは、再生可能エネルギーを活用した電力事業の実証実験として静岡銀行の一部店舗への電力供給を開始しました。くわえて、しずぎん本部タワー敷地内の「しずぎんの森」は、希少種ハヤブサの繁殖が確認されるなど地域の生物多様性の保全・回復（ネイチャーポジティブ）の取り組みが評価され、環境省の「自然共生サイト」に認定されました。

当グループの環境への取り組みは、環境情報開示の国際的な非営利団体CDPの2025年度調査においても、気候変動分野の透明性とパフォーマンスにおけるリーダーシップ等が評価され、



TECH BEAT Shizuoka 2025



J-クレジット創出支援の森林（静岡市）



しずぎん本部タワー敷地内に生息するハヤブサ

最高評価「Aリスト」に2年連続で認定されました。なお、静岡銀行では、石炭火力発電向け投融資を新規に行っておらず、2040年度を目途に残高をゼロとする目標を掲げ、着実に削減を進めています。

■ 当グループの成長基盤拡充に向けた取り組み

当グループの成長基盤拡充に向け人的資本経営を推進しており、当事業年度は、ベースアップや初任給の引き上げ、健康経営・人財育成・キャリア採用等への投資など、多面的な人的資本投資に取り組み、役職員が心身ともに健康を維持しモチベーション向上を促進する就労環境の整備など、優れた健康経営を実践する企業として「健康経営銘柄」に3年連続で選定されました。また、経営陣とグループ役職員の対話「タウンミーティング」を継続開催するとともに、グループ役職員へ株式報酬を支給し当社株式からの成長の果実を共有することで、企業価値向上に向けグループ役職員が株主の皆さまを含むステークホルダーとともに歩んでいく基盤づくりも進めました。

そのほかにも、成長戦略の加速に向けてM&Aを戦略的に推進しており、当事業年度は首都圏に事業基盤を有する東京ガスリースの子会社化を決定（2026年4月に株式取得を実施）しました。2026年3月には、静岡・名古屋アライアンスを通じて、地域の産業変革支援など協業強化を図ってきた名古屋銀行と経営統合に向け協議、検討を進めていくことについて基本合意しました。

なお、第1次中期経営計画の株主還元方針「2027年度までに配当性向を50%以上へ累進的に引き上げる」について、当事業年度は、利益拡大を踏まえた増配や機動的な自己株式の取得により株主の皆さまへの還元拡充を図り、配当性向は47.7%に達しました。資本効率の改善に向け政策投資株式の継続的な削減も進め、当事業年度は、上場株式の株価上昇の影響があったものの、時価ベースで▲116億円の削減が図られました。

■ 格付（2026年3月31日現在）

当社は、格付投資情報センターより「AA-」の格付（長期格付）を取得しております。なお、連結子会社である静岡銀行は、健全な資産内容や高い自己資本比率などにより、国内外の3つの格付機関（ムーディーズ「A1」、スタンダード&プアーズ「A-」、格付投資情報センター「AA-」）から、国内金融機関で最高水準の格付（長期格付）を取得しております。

ニ 当グループの損益の状況

当グループの連結経常収益は、貸出金利息および有価証券利息配当金を中心とした資金運用収益ならびに株式等売却益の増加などにより、前年度に比べ972億68百万円増加し4,385億46百万円となりました。連結経常費用は、預金利息を中心とした資金調達費用および国債等債券売却損の増加などにより、前年度に比べ690億42百万円増加し3,082億47百万円となりました。

この結果、連結経常利益は前年度に比べ282億25百万円増加し1,302億98百万円、親会社株主に帰属する当期純利益も、前年度に比べ158億51百万円増加し904億69百万円となりました。

ホ 静岡銀行の損益の状況等

グループの中核である静岡銀行の経常収益は、貸出金利息および株式等売却益の増加などにより、前年度に比べ931億85百万円増加し3,844億26百万円となりました。経常費用は、預金利息および国債等債券売却損の増加などにより、前年度に比べ655億59百万円増加し2,654億74百万円となりました。

この結果、経常利益は前年度に比べ276億26百万円増加し1,189億51百万円、当期純利益も前年度に比べ149億26百万円増加し815億85百万円となりました。

主要な勘定につきましては、当年度末の貸出金残高は、中小企業向けや個人向け貸出金の増加などにより、前年度末に比べ5,208億円増加し11兆2,559億円となりました。当年度末の預金等（譲渡性預金を含む）残高は、法人向け預金の増加などにより、前年度末に比べ4,926億円増加し12兆6,123億円となりました。当年度末の有価証券残高は、地方債の減少などにより、前年度末に比べ2,573億円減少し3兆671億円となりました。

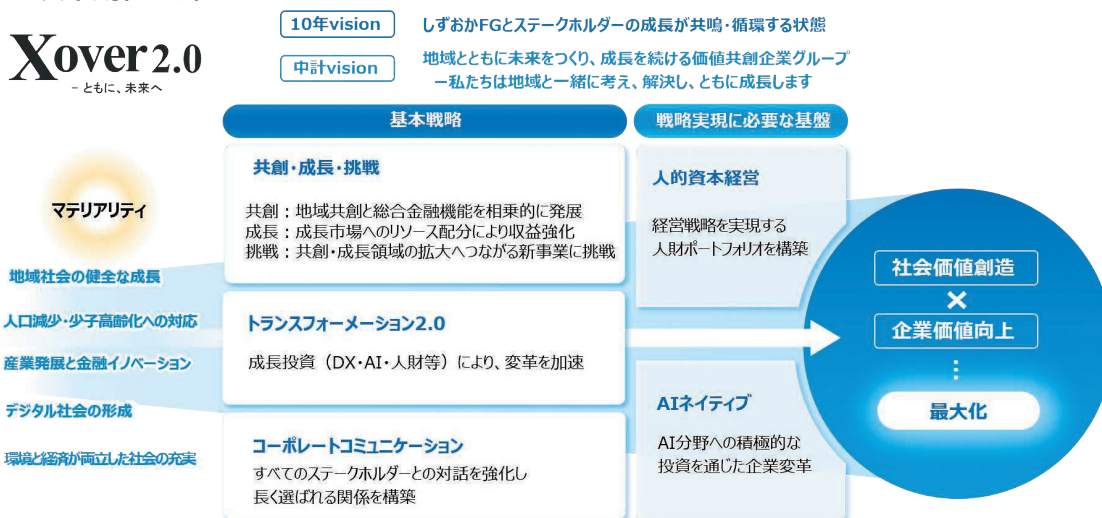
へ 対処すべき課題

2026年度の社会・経済動向を展望しますと、不透明な国際情勢が続くなか、国内では「金利のある世界」への移行が進み、企業の事業成長に向けた資金需要や家計における資産形成の機運の高まりなど、金融業界にとって経営環境のさらなる変化の局面が想定されます。また、生成AIの社会実装の進展や持続可能な社会形成に向けたGX（グリーントランスフォーメーション）の深化も相まって、当グループが事業基盤とする「地域」においても社会構造・産業構造の不可逆的な変容が進行しております。これらの動向を踏まえ、当グループには、これまで以上に難易度の高い地域等の課題に対処する役割発揮が求められ、ステークホルダーと価値共創を図り、ともに成長していく取り組みを具現化しながら、持続的な企業価値向上につながる事業展開、事業拡充を進めることが必要と認識しております。

第1次中期経営計画では「社会価値の創造と企業価値の向上の両立」を掲げ、グループ各社の自立（自律）と連携による経営戦略を推進してきましたが、「金利のある世界」の到来による金融・経済環境の変容や、企業経営やビジネスモデルにおける生成AIの重要性の高まりなど、計画当初の想定に比べ、経営環境の景色は一変しました。

こうした環境認識のもと、将来を見据えた経営環境の変化に対し柔軟かつ機動的に対処していくため、当グループが目指す姿として経営戦略を改め、第2次中期経営計画「Xover（クロスオーバー）2.0～ともに、未来へ」を策定しました。

第2次中期経営計画（Xover（クロスオーバー）2.0 ～ともに、未来へ）



【第2次中期経営計画について】

第2次中期経営計画では、第1次中期経営計画における「地域と当グループのマテリアリティ（優先して取り組むべき重要課題）の解決に向けた経営戦略」との考え方を承継しつつ、3つの基本戦略として「共創・成長・挑戦」、「トランスフォーメーション2.0」、「コーポレートコミュニケーション」を推進します。戦略推進を支える経営基盤の強化の観点から、「人的資本経営」の更なる強化や、「AIネイティブ（AIとの協業）」を実現する体制構築にも注力します。

「共創・成長・挑戦」の共創領域では、預金・貸出金等の銀行業務や証券・リース・キャッシュ・事業承継・M&A等の金融関連分野にとどまらず、まちづくりやマーケティング・DX・GX・イノベーションなどソリューション営業を高度化し、地域に経済価値をもたらすグループビジネスの拡大を図ります。成長領域では、首都圏や海外などマーケットの成長が見込まれる事業領域に経営リソースを戦略的に配分することで、企業価値の向上に直結する収益強化を進めます。挑戦領域では、M&Aや事業開発の戦略的な展開を通じて、ステークホルダーとの価値共創に必要なグループリソースの充実を図るとともに、当グループの成長を加速させる新たな収益ドライバーの拡充を目指します。

「トランスフォーメーション2.0」では、人財トランスフォーメーションを推進し、グループ役職員が最大限に能力を発揮し活躍できるヒト本位の組織づくりを目指します。積極的・継続的な人的資本投資のもと、就労感や価値観の多様化に応じた人事制度構築や戦略推進に連動した人財育成・登用、AIとの協業を展望したスキル変革、経営人財・リーダーの育成など、第2次中期経営計画の実現に向け、人的資本経営の発展を図ります。人財とAIの協業を軸としてコーポレートトランスフォーメーションを促進し、業務の代替や人財の補完（サポート）の観点から、生成AIを企業活動に組み込むことで、グループの事業推進における生産性や創造性を高め、企業価値の源泉としてまいります。また、変革を支えるIT基盤の構築を進めるべく、システムのクラウドファーストを基本方針とし、経営戦略の実現に向けアジリティ（俊敏性）やレジリエンス（強靱性）の向上を図ります。

第2次中期経営計画のサステナビリティ指標（経営目標）

		サステナビリティ指標	第2次中期経営計画目標 (2028年度)
社会価値創造	社会インパクト指標	静岡県内人口の社会増減率	継続的に増加
		静岡県内実質総生産	持続的發展
		静岡県内のGHG排出量削減率	2013年度比 ▲46% (2030年度)
企業価値向上	エンゲージメント指標	お客さまのグループ取引満足度	前年度比 プラス
		グループ役職員のエンゲージメント	4.0 以上
		しずおかFGのGHG排出量 (Scope1, 2)	カーボンニュートラル達成 (2030年度)
		事業性融資取引先※1のGHG排出量	前年度比で削減 (各年度)
	財務目標	収益性	1,700億円以上
		効率性	9.5%程度
		健全性	47%程度
		連結経常利益	13%程度
		連結ROE (純資産基準)	
		連結OHR	
連結CET1比率※2			

※1 事業性融資取引先のうちGHG排出量を計測していることが認められる先を対象とする ※2 パーセルIII最終化ベース

「コーポレートコミュニケーション」では、ステークホルダーとの共感を醸成するコミュニケーションを促進することでブランド浸透を図り、当グループが価値共創のパートナーとして選ばれる関係づくりに取り組みます。また、コーポレートガバナンスの側面からも、グループ経営の推進において、ステークホルダーの視点を反映する体制構築を図るとともに、安心・安全な金融サービスの提供を当グループの重要な責務と認識し、サイバーセキュリティを含むリスク管理態勢およびインテグリティを基盤としたコンプライアンス態勢の不断の高度化にも努めてまいります。

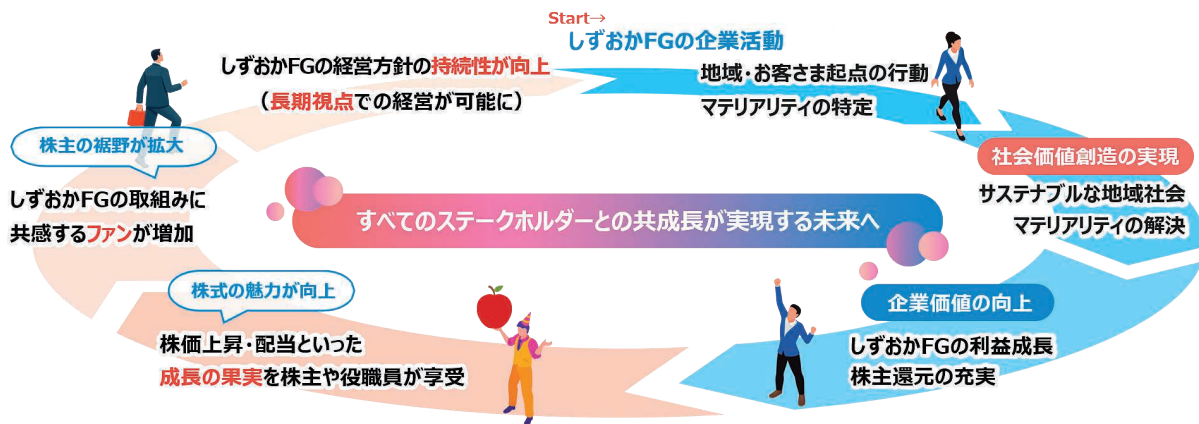
経営環境の変化に適応し、これらの取り組みを柔軟かつスピード感をもって推進していくことで、先行きの見通しが不確実な時代においても、ステークホルダーとともに価値共創に取り組み、社会価値の創造と企業価値の向上の最大化を図ってまいります。

【第2次中期経営計画の経営目標等】

第1次中期経営計画のサステナビリティ指標の考え方を踏襲し、グループ役職員のエンゲージメント等で構成する「エンゲージメント指標」や地域人口の社会増・地域の実質総生産の発展を含む「社会インパクト指標」を経営目標に掲げ、企業価値向上に向けた経営基盤拡充を図ります。くわえて、企業価値ひいては株式価値の向上に向け、資本効率を含む「財務目標」を設定しており、ROE10%水準への早期到達に向け、中計最終年度（2028年度）までにROE9.5%水準への引上げを目指します。株主還元方針につきましては、「2027年度までに配当性向を50%以上へ累進的に引き上げ、2028年度以降も50%以上を維持」とし、利益成長に基づく増配や機動的な自己株式の取得により、株主の皆さまへの還元の充実を図ってまいります。

【すべてのステークホルダーとの共成長が実現する未来へ】

当社は、株主の皆さまに長きにわたり保有いただける株式となるよう、今後も社会価値の創造と企業価値の向上の好循環を通じ、株式の魅力を高めてまいります。株主の皆さまのご支援のもと、地域と当グループの共成長を促進する経営に邁進し、ブランドプロミス「未来がはじまる場所になる。」の具現化に取り組みます。株主の皆さまにおかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。



（ご参考）株式会社名古屋銀行との経営統合に関する基本合意について

当社と株式会社名古屋銀行（以下「両社」といいます。）は、2022年4月に締結した静岡・名古屋アライアンス（当社子会社の静岡銀行と名古屋銀行の包括業務提携）において培ってきた相互理解、相互尊重に基づく対等の精神のもと、攻めの経営統合を通じて地域金融力を一段と高めることが、すべてのステークホルダーとの価値共創の実現ならびに持続的な企業価値向上に資する最適な選択であるとの認識に至り、2026年3月27日に経営統合（以下、本経営統合）の実現に向けた協議および検討を開始することについて基本合意いたしました。

両社が地域に根差して築いてきた信頼関係を礎に、広域連携を進めるとともに、お客さまの課題解決に向けた各種ソリューション営業を提供する機能強化により地域金融力を高めることで、経営の規模と質の両面において地方銀行トップクラスの金融グループへの発展を目指してまいります。

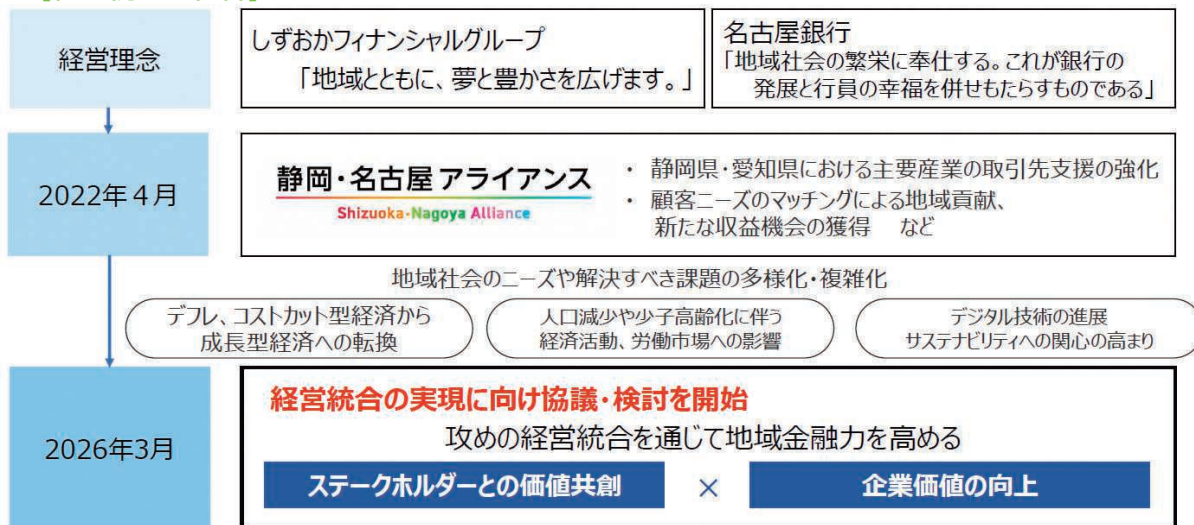
■ 本経営統合の理念と目的

- ・ 経営統合後の金融グループ体制による企業価値の向上
- ・ 地域金融機関としての地域・お客さまへの貢献
- ・ 人的資本経営の進化

■ 本経営統合により見込まれる相乗効果

- ・ 日本の経済活動の主要エリアをカバーする広域連携
- ・ 経営資源の共有、規模のメリットを活かした効率性の向上
- ・ 相乗効果の実現と本経営統合後の資本政策展開による資本効率（ROE）向上

【経営統合の経緯】



■ 今後のスケジュール

2027年3月 (予定) 本経営統合に関する最終契約および株式交換契約の締結

2028年4月1日 (予定) 株式交換効力発生日

※本経営統合は、当社においては、会社法第796条第2項の規定に基づく簡易株式交換の手続きにより、本経営統合に係る株式交換契約について株主総会による承認を受けないで行われる予定ですが、今後協議によって決定される株式交換比率によっては簡易株式交換に該当しない可能性もあります。当社の株主総会による承認の要否については最終契約の締結までに確認いたします。

※本経営統合の実行にあたっては、必要となる関係当局の許認可（Form F-4による登録届出書の米国証券取引委員会への提出および効力発生を含みます。）が得られることを前提としています。

(2) 企業集団及び当社の財産及び損益の状況

イ 企業集団の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
経常収益	287,386	346,526	341,277	438,546
経常利益	73,964	102,224	102,073	130,298
親会社株主に帰属する当期純利益	52,397	57,760	74,618	90,469
包括利益	82,234	85,251	190	134,386
純資産額	1,148,105	1,203,387	1,166,953	1,231,900
総資産	15,654,886	16,141,589	15,714,861	16,016,015

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

ロ 当社の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
営業収益	521	52,295	41,625	62,951
受取配当額	—	50,796	39,699	61,933
銀行業を営む子会社	—	49,400	35,000	56,000
その他の子会社	—	546	3,089	3,864
当期純利益	1,725	50,627	40,405	60,846
1株当たり当期純利益	円 銭 3 5	円 銭 91 31	円 銭 73 84	円 銭 112 76
総資産	826,867	847,887	852,287	843,376
銀行業を営む子会社株式等	735,838	735,838	735,838	735,838
その他の子会社株式等	69,004	69,284	68,564	68,564

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(3) 企業集団の設備投資の状況

イ 設備投資の総額

(単位：百万円)

	銀行業	リース業	その他の事業	合計
設備投資の総額	19,040	1,170	195	20,407

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

ロ 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

会社名	内 容	金 額
	営業店システムの更改	5,703
	勘定系システムのクラウド化	2,828
株式会社静岡銀行	ゼロトラストセキュリティの導入と新グループOA基盤の整備	1,227
	富士宮エリアにおける店舗配置の見直し	724
	ローン受付・審査システムの刷新	694

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(4) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ 親会社の状況

該当事項はありません。

□ 子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	資本金 百万円	当社が有する 子会社等の 議決権比率 %
株式会社静岡銀行	静岡県静岡市葵区呉服町1丁目10番地	銀行業務	90,845	100.00
静銀経営コンサルティング株式会社	静岡県静岡市清水区草薙北2番1号	経営コンサルティング業務、 代金回収業務	440	100.00
静銀リース株式会社	静岡県静岡市葵区呉服町1丁目1番地の2	リース業務	250	100.00
静岡キャピタル株式会社	静岡県静岡市清水区草薙北2番1号	株式公開支援業務、 中小企業経営支援業務、 中小企業事業承継支援業務	100	100.00
静銀ティーエム証券株式会社	静岡県静岡市葵区追手町1番13号	金融商品取引業務	3,000	100.00
SFGマーケティング株式会社	静岡県静岡市清水区草薙北2番1号	マーケティング支援業務、 広告代理業務、 有料職業紹介業務	100	80.00
SFG不動産投資顧問株式会社	静岡県静岡市駿河区南町11番1号	不動産私募ファンドに対する 投資助言業務、コンサルティング業務	100	100.00
静銀ITソリューション株式会社	静岡県静岡市清水区草薙北1番10号	コンピューター関連業務、 計算受託業務	54	100.00 (100.00)
静銀信用保証株式会社	静岡県静岡市清水区草薙北2番1号	信用保証業務	400	100.00 (100.00)
静銀カード株式会社	静岡県静岡市清水区草薙1丁目13番10号	クレジットカード業務、 信用保証業務	50	100.00 (100.00)
静銀総合サービス株式会社	静岡県静岡市清水区草薙北2番1号	人事・総務関連業務、 有料職業紹介業務	30	100.00 (100.00)
静銀モーゲージサービス株式会社	静岡県静岡市清水区草薙北2番1号	銀行担保不動産の評価・調査 業務、貸出に関する集中事務 業務	50	100.00 (100.00)
静銀ビジネスクリエイト株式会社	静岡県静岡市清水区草薙北2番1号	為替送信・代金取立等の集中 処理業務、労働者派遣業務	40	100.00 (100.00)
静銀セゾンカード株式会社	静岡県静岡市駿河区南町11番1号	クレジットカード業務、 信用保証業務	50	100.00 (100.00)
しずぎんハートフル株式会社	静岡県静岡市清水区草薙北2番1号	各種文書の作成・印刷・製本 業務	10	100.00 (100.00)

会社名	所在地	主要業務内容	資本金	当社が有する 子会社等の 議決権比率
Shizuoka Liquidity Reserve Limited	PO Box 309,Ugland House,Grand Cayman, KY1-1104,Cayman Islands	金銭債権の取得	百万円 7 [50] 千米ドル	100.00 (100.00)
Shizuoka EU Liquidity Reserve Limited	PO Box 309,Ugland House,Grand Cayman, KY1-1104,Cayman Islands	金銭債権の取得	百万円 8 [45] 千ユーロ	100.00 (100.00)
Shizuoka SG Liquidity Reserve Limited	PO Box 309,Ugland House,Grand Cayman, KY1-1104,Cayman Islands	金銭債権の取得	百万円 8 [65] 千SGドル	100.00 (100.00)

- (注) 1. 資本金および当社が有する子会社等の議決権比率は、単位未満を切り捨てて表示しております。
 2. 持分法適用関連法人等であった静銀センカード株式会社は、追加取得により2025年7月1日より子会社等としております。
 3. 静銀モーゲージサービス株式会社と静銀ビジネスクリエイト株式会社は、2026年4月1日に合併により、しずぎんビジネスパートナーズ株式会社となっております。
 4. 資本金の円貨換算額は、決算日の為替相場により算出しております。
 5. 上記18社は連結子会社であります。
 6. 当社が有する子会社等の議決権比率の()内は、間接議決権比率であります。

(ご参考) 持分法適用関連法人等

会社名	所在地	主要業務内容	資本金	当社が有する 子会社等の 議決権比率
マネックスグループ株式会社	東京都港区赤坂1丁目12番32号	金融商品取引業等を営む会社の株式の保有	13,143	20.34
コモンズ投信株式会社	東京都港区南青山2丁目5番17号	投資運用業務、投資信託販売業務	100	22.41 (22.41)

(注) 当社が保有する子会社等の議決権比率の()内は、間接議決権比率であります。

重要な業務提携の概況

該当事項はありません。

(5) 事業譲渡等の状況

該当事項はありません。

2.会社役員（取締役）に関する事項

(1) 会社役員の状態

(年度末現在)

氏名	地位および担当	重要な兼職
中西勝則	取締役会長（代表取締役） 取締役会議長 指名・報酬委員会議長 業務監督委員会委員 アドバイザーボード委員・議長	
柴田久	取締役社長（代表取締役） 最高経営責任者（CEO） 指名・報酬委員会委員 アドバイザーボード委員	
八木稔	取締役執行役員 経営管理部担当	株式会社静岡銀行 取締役頭取（代表取締役）
福島豊	取締役執行役員 グループ会社事業担当	株式会社静岡銀行 取締役専務執行役員（代表取締役）
藤沢久美	取締役 指名・報酬委員会委員 業務監督委員会委員 アドバイザーボード委員	株式会社国際社会経済研究所 理事長
稲野和利	取締役 指名・報酬委員会委員 業務監督委員会委員 アドバイザーボード委員	
清川公一	取締役（監査等委員） 業務監督委員会委員 取締役（監査等委員）	
伊藤元重	監査等委員長 指名・報酬委員会委員 業務監督委員会委員	
坪内和人	取締役（監査等委員） 指名・報酬委員会委員 業務監督委員会委員	
牛尾奈緒美	取締役（監査等委員） 指名・報酬委員会委員 業務監督委員会委員	明治大学情報コミュニケーション学部 教授

- (注) 1. 取締役のうち、藤沢久美氏、稲野和利氏および取締役（監査等委員）のうち、伊藤元重氏、坪内和人氏および牛尾奈緒美氏は会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 取締役のうち、藤沢久美氏、稲野和利氏および取締役（監査等委員）のうち、伊藤元重氏、坪内和人氏および牛尾奈緒美氏につきましては株式会社東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
3. 取締役（監査等委員）のうち坪内和人氏は、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は常勤の取締役（監査等委員）に清川公一氏を選定しております。常勤の監査等委員を選定している理由は、社内事情に精通した者が、重要な会議等への出席、会計監査人や内部監査部門等との十分な連携等により得られた情報を監査等委員会で共有することを通じて、監査等委員会による監査・監督の実効性を高めるためであります。

(2) 会社役員に対する報酬等

イ 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

当社は取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針（以下「決定方針」といいます。）を以下のとおり定めております。

■ 基本方針

- ① 取締役の報酬体系は、当グループがすべてのステークホルダーの価値を最大化できるサステナブルな企業グループを目指すうえで、健全なインセンティブとして機能するよう適切に設定する
- ② 取締役の報酬は、グループの経営管理を的確に行う責務を踏まえ、健全な経営体制の維持・向上を図るため、各取締役が果たすべき役割、責務およびその成果を反映したものであるとする
- ③ 報酬等の決定プロセスは、株主総会の決議内容を遵守しつつ、取締役会による適切な監督のもと、指名・報酬委員会の関与・助言により、公正性と客観性を確保する

■ 決定方針の決定方法

当社の決定方針は、指名・報酬委員会（役員の指名等にかかる諮問を受けるほか、役員報酬にかかる事項の審議、および取締役会が授権する任意の報酬決定機関。）の答申を得たうえで、取締役会の決議により決定しております。

■ 報酬の概要

- ① 報酬構成
 - A 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は「確定金額報酬」のほか、「業績連動型報酬」、「株価連動型ポイント制役員報酬」および「譲渡制限付株式報酬」にて構成しております。
 - B 社外取締役および監査等委員である取締役の報酬は、中立性・独立性を確保する観点から、「確定金額報酬」のみとしております。

② 報酬構成割合

基本報酬（現金報酬）	業績連動報酬等（現金報酬）		非金銭報酬等（株式報酬）
確定金額報酬	業績連動型報酬	株価連動型ポイント制役員報酬	譲渡制限付株式報酬
60%	20%	10%	10%

- ・「株価連動型ポイント制役員報酬」および「譲渡制限付株式報酬」は、過去の株価水準等を参考に算出しております。
- ・報酬構成割合は、「業績連動型報酬」の支給額および株価により変動します。

③ 決定プロセス

- A 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の各報酬の配分については、2023年6月16日開催の第1期定時株主総会において取締役会に一任を受けております。うち、「確定金額報酬」および「業績連動型報酬」の配分は、取締役会の決議により指名・報酬委員会へ一任のうえ決定します。
- B 監査等委員である取締役の報酬（「確定金額報酬」のみ）の配分は、監査等委員である取締役の協議により決定します。

④ 報酬等の返還事由やその決定に関する方針

- A 「株価連動型ポイント制役員報酬」につき、報酬を支給しない事由を定めております。
- B 「譲渡制限付株式報酬」につき、当社と支給対象役員が支給の都度締結する「譲渡制限付株式割当契約書」において、支給した株式の無償取得事由を定めております。

■ 個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものと取締役会が判断した理由

当事業年度の取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、2025年6月開催の指名・報酬委員会等において決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会もその答申を尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。

■ 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

株主総会決議年月日	決議の内容	対象となる取締役の員数	現行制度で該当する報酬制度
第1期定時株主総会 (2023年6月16日開催)	○取締役（監査等委員である取締役を除く。）の確定金額報酬の導入 ・年額210百万円以内	6名	確定金額報酬
	○監査等委員である取締役の確定金額報酬の導入 ・年額90百万円以内	4名	
	○業績連動型報酬の導入 ・基準となる指標：親会社株主に帰属する当期純利益 ・報酬枠：0～140百万円以内	4名	業績連動型報酬
	○株価連動型ポイント制役員報酬の導入 ・年間付与ポイント総数：上限5万ポイント（1ポイント＝1株相当）	4名	株価連動型ポイント制役員報酬
	○譲渡制限付株式報酬の導入 ・年間支給上限：50百万円以内かつ5万株以内	4名	譲渡制限付株式報酬

(注)「対象となる取締役の員数」は、当該株主総会最終時

■ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

役員報酬の決定プロセスを業績や企業価値向上への貢献度に応じた公平かつ納得性の高いものとするため、「確定金額報酬」および「業績連動型報酬」の配分については、取締役会決議により指名・報酬委員会へ一任のうえ、2025年6月開催の同委員会にて決定しております。

同委員会は以下記載の取締役会が選定した取締役および全ての社外取締役が委員となっております。

<委員>

[取締役（社内）] 代表取締役会長 中西 勝則、代表取締役社長 柴田 久

[社外取締役] 取締役 藤沢 久美、取締役 稲野 和利

取締役（監査等委員）伊藤 元重、取締役（監査等委員）坪内 和人、

取締役（監査等委員）牛尾 奈緒美

なお、同委員会の委員は、社外取締役が過半数を構成することで、公正性・客観性を確保しております。

■ 業績連動報酬等に関する事項

【業績連動型報酬】

取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く。）に対し、一事業年度の最終的な成果である親会社株主に帰属する当期純利益を指標とした業績連動型報酬を現金で支給しております。当該業績指標を選定した理由は、取締役の連結業績向上への意欲や士気を高め、当グループの業績を報酬に反映させるためであり、各取締役への支給額は、役位に応じて予め定めた支給率と業績貢献度をもとに算定します。

(業績連動型報酬枠)

親会社株主に帰属する当期純利益水準	報酬枠
～200億円以下	0
200億円超～350億円以下	20百万円
350億円超～400億円以下	40百万円
400億円超～450億円以下	60百万円
450億円超～500億円以下	80百万円
500億円超～600億円以下	100百万円
600億円超～700億円以下	120百万円
700億円超	140百万円

(注) 当事業年度の親会社株主に帰属する当期純利益は880億円を目標としておりましたが、実績は904億円となりました。

【株価連動型ポイント制役員報酬】

取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く。）に対し、年間で一定のポイント数を付与したうえで、保有する累積付与ポイント数に退任日の直近6ヶ月間の当社株価終値平均を乗じた額を現金で支給しております。これは、株価に連動する現金報酬を支給することにより、在任中の企業価値増大へのインセンティブ機能をより一層向上させるとともに、株主重視の経営をより深化させることを目的としたものであり、取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く。）への年間付与ポイント総数の上限は5万ポイント（1ポイント1株相当）であります。

■ 非金銭報酬等に関する事項

【譲渡制限付株式報酬】

取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く。）に対し、取締役または取締役を兼務しない執行役員のいずれの地位をも退任または退職後の一定の期間までの譲渡制限期間が設定された当社普通株式を付与しております。これは、取締役の企業価値増大への意識や株主重視の経営意識を高めることを目的としたものであり、年間の報酬の上限は50百万円かつ5万株以内であります。

□ 取締役の報酬等の総額等

(単位：百万円)

区 分	支給人数	報酬等	報酬等の種類別の総額		
			基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等
取締役 (監査等委員を除く)	6名	405	139	231	34
取締役 (監査等委員)	4名	81	81	—	—

(注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 「業績連動報酬等」は、当事業年度における親会社株主に帰属する当期純利益に応じた業績連動型報酬の報酬枠（引当金額）140百万円および株価連動型ポイント制役員報酬の引当金繰入額91百万円を記載しております。

3. 「非金銭報酬等」は、譲渡制限付株式報酬に基づく当事業年度における費用計上額を記載しております。

3. 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

社外役員の重要な兼職につきましては、「2. 会社役員（取締役）に関する事項（1）会社役員（の状況）」に記載のとおりであります。

その他、社外役員が役員等を兼職している他の法人等と当社の間には、開示すべき関係はありません。

(2) 社外役員の主な活動状況

区分	氏名	在任期間	取締役会等への出席状況	取締役会等における発言その他の活動状況
取締役	藤 沢 久 美	3年6月	当事業年度に開催された取締役会11回中10回に出席しております。	主に経営者としての金融・経済・新事業分野等における豊富な経験・見識に基づき、経営への監督・助言を期待しているところ、取締役会で積極的に所感または意見を述べるとともに、助言・提言を行い、経営の重要事項の決定および業務執行に対する監督など適切な役割を果たしております。 また、取締役会の監督機能を補強する任意の委員会である業務監督委員会および指名・報酬委員会の委員を務め、業務執行状況のモニタリング、役員人事や役員報酬に関する事項等においても監督・助言をいただいております。 株式会社東京証券取引所が定める独立役員の独立性の基準および当社が定める独立役員の指定基準に照らし、一般株主と利益相反のおそれがないと判断されるため、独立役員に指定しております。
取締役	稲 野 和 利	3年6月	当事業年度に開催された取締役会11回中11回に出席しております。	主に上場金融グループ企業の経営者としての豊富な経験・見識に基づき、経営への監督・助言を期待しているところ、取締役会で積極的に所感または意見を述べるとともに、助言・提言を行い、経営の重要事項の決定および業務執行に対する監督など適切な役割を果たしております。 また、取締役会の監督機能を補強する任意の委員会である業務監督委員会および指名・報酬委員会の委員を務め、業務執行状況のモニタリング、役員人事や役員報酬に関する事項等においても監督・助言をいただいております。 株式会社東京証券取引所が定める独立役員の独立性の基準および当社が定める独立役員の指定基準に照らし、一般株主と利益相反のおそれがないと判断されるため、独立役員に指定しております。

区分	氏名	在任期間	取締役会等への出席状況	取締役会等における発言その他の活動状況
取締役	伊藤元重	3年6月	当事業年度に開催された取締役会11回中10回に、また、当事業年度に開催された監査等委員会11回中10回に出席しております。	主に大学教授としての経済分野等における豊富な経験・見識に基づき、経営への監督・助言を期待しているところ、取締役会、監査等委員会で積極的に所感または意見を述べるとともに、助言・提言を行い、経営の重要事項の決定および業務執行に対する監督など適切な役割を果たしております。 また、取締役会の監督機能を補強する任意の委員会である業務監督委員会および指名・報酬委員会の委員を務め、業務執行状況のモニタリング、役員人事や役員報酬に関する事項等においても監督・助言をいただいております。 株式会社東京証券取引所が定める独立役員の独立性の基準および当社が定める独立役員の指定基準に照らし、一般株主と利益相反のおそれがないと判断されるため、独立役員に指定しております。
取締役	坪内和人	3年6月	当事業年度に開催された取締役会11回中11回に、また、当事業年度に開催された監査等委員会11回中11回に出席しております。	主に上場事業会社の経営者としての豊富な経験・見識に基づき、経営への監督・助言を期待しているところ、取締役会、監査等委員会で積極的に所感または意見を述べるとともに、助言・提言を行い、経営の重要事項の決定および業務執行に対する監督など適切な役割を果たしております。 また、取締役会の監督機能を補強する任意の委員会である業務監督委員会および指名・報酬委員会の委員を務め、業務執行状況のモニタリング、役員人事や役員報酬に関する事項等においても監督・助言をいただいております。 株式会社東京証券取引所が定める独立役員の独立性の基準および当社が定める独立役員の指定基準に照らし、一般株主と利益相反のおそれがないと判断されるため、独立役員に指定しております。

区分	氏名	在任期間	取締役会等への出席状況	取締役会等における発言その他の活動状況
取締役	牛尾 奈緒美	3年6月	当事業年度に開催された取締役会11回中11回に、また、当事業年度に開催された監査等委員会11回中11回に出席しております。	主に大学教授としての人財分野等における豊富な経験・見識に基づき、経営への監督・助言を期待しているところ、取締役会、監査等委員会で積極的に所感または意見を述べるとともに、助言・提言を行い、経営の重要事項の決定および業務執行に対する監督など適切な役割を果たしております。 また、取締役会の監督機能を補強する任意の委員会である業務監督委員会および指名・報酬委員会の委員を務め、業務執行状況のモニタリング、役員人事や役員報酬に関する事項等においても監督・助言をいただいております。 株式会社東京証券取引所が定める独立役員の独立性の基準および当社が定める独立役員の指定基準に照らし、一般株主と利益相反のおそれがないと判断されるため、独立役員に指定しております。

<ご参考>独立役員の指定基準

当社では、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の独立性の基準をもとに、取締役会において「独立役員の指定に関する規程」を定め、定量・定性的な明確化を図っております。

[指定基準の概要]

社外取締役のうち次の①～⑤のいずれにも該当しない者については、独立役員として指定することができる。

- ① 当社および当社の中核子会社（※1）を主要な取引先とする者（※2）もしくはその業務執行者（業務執行取締役（会社法第363条第1項各号に掲げる取締役および業務を執行したその他の取締役をいう）、執行役その他の法人等の業務を執行する役員または使用人をいう。以下同じ）、または当社および当社の中核子会社の主要な取引先（※3）もしくはその業務執行者
 - ② 当社および当社の中核子会社から役員報酬以外に年間1,000万円を超える金銭その他の財産を得ている弁護士、公認会計士、税理士、各種コンサルタントその他の専門的サービス提供者（当該財産を得ている者が法人または組合等の団体である場合は当該団体に属する者をいう）
 - ③ 当社の主要株主（総議決権の10%以上を保有する株主）、またはその業務執行者
 - ④ 社外取締役への就任前5年間において①から③に該当していた者
 - ⑤ 次に掲げる者（重要でない者（※4）を除く）の配偶者または二親等内の親族
 - A ①から④までに掲げる者
 - B 当社または当社子会社の業務執行者
 - C 最近においてBに該当していた者
- ※1 中核子会社…株式会社静岡銀行
 ※2 当社および当社の中核子会社を主要な取引先とする者…当社および当社の中核子会社との取引による売上高に、当該者の（連結）売上高に占める割合が2%以上となる者その他当社および当社の中核子会社との取引実態に照らし親子会社・関連会社と同程度の影響を与え得る取引関係がある者をいう。
 ※3 当社および当社の中核子会社の主要な取引先…当該取引先との取引に関し、当社の連結業務粗利益に占める割合が2%以上となる取引先をいう。
 ※4 重要でない者…使用人については、支配人その他の重要な使用人（会社法第362条第4項第3号に定める支配人その他の重要な使用人に該当する者をいい、部長相当職以上の者をいう）に該当しない者をいう。専門的サービス提供者に関し法人または組合等の団体である場合には、当該団体に属する者のうち本注釈前段に規定する重要な使用人に準じる者（当該団体が法律事務所、公認会計士事務所または税理士事務所である場合には、それぞれ当該団体に属する個々の弁護士、公認会計士または税理士を含む）に該当しない者をいう。

(3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数 (人)	当社からの報酬等
報酬等の合計	5	64

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(4) 社外役員の意見

上記(1)から(3)に掲げる内容について意見はありません。

第4期 定時株主総会会場 ご案内略図



最寄り駅のご案内

※電車ご利用の場合は、JR東海草薙駅の南北自由通路をご利用いただくと、以前のようにふみきりを渡ることなくご来場いただけます。

東海道本線 草薙駅

JR東海草薙駅の
南北自由通路を
ご利用

草薙駅北口から
徒歩約3分

総会会場
静岡銀行
研修センター

静岡鉄道(電車) 草薙駅

徒歩約3分

しずてつジャストライン(バス) 草薙駅北口

徒歩約2分



お車でお越しの場合はお客さま用駐車場をご利用ください。
国道1号線草薙の交差点をJR側に曲り、約100メートル入った研修センターにございます。

